

第四百回国 参議院 文教委員会 會議録第七号

昭和六十一年五月十三日(火曜日)
午後一時開会

委員の異動

五月八日

辞任

五月十日

辞任

岩本

政光君

補欠選任

杉山

令肇君

林

寛子君

田沢

智治君

柳川

覺治君

粕谷

照美君

吉川

春子君

井上

裕君

山東

昭子君

杉山

令肇君

世耕

政隆君

仲川

幸男君

林

健太郎君

真鍋

賢二君

中村

哲君

高桑

栄松君

政府委員

文化庁次長

加戸

守行君

事務局側

常任委員会専門員

佐々木定典君

参考人

第六部

文教委員会會議録第七号

昭和六十一年五月十三日

【参議院】

本日の會議に付した案件

○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(林寛子君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る八日、関嘉彦君が委員を辞任され、その補欠として小西博行君が選任されました。

また、去る十日、岩本政光君が委員を辞任され、その補欠として杉山令肇君が選任されました。

○委員長(林寛子君) 次に、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案及び著作権法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

本日は、両案審査のため、参考人として、日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会専務理事清水洋三君、日本データベース協会会長宮川隆泰君、日本有線テレビジョン放送連盟監事山田武志君及び日本芸能実演家団体協議会専務理事小泉博君の四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の皆様方には、大変御多用のところを本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案及び著作権法の一部を改正する法律案につきまして、皆様方の忌憚のない御意見を拝聴いたしまして、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

つきましては、議事の進め方でございますけれども、まず、お一人二十分程度御意見を述べただきまして、その後各委員の質疑にお答えいただきますように存じます。

それでは、まず清水参考人からお願ひいたします。清水参考人。

○参考人(清水洋三君) 私は、社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会の清水洋三であります。よろしく御願ひいたします。

私も日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会は、パーソナルコンピュータ用パッケージソフトウェアの製作と販売をいたしております企業団体でございます。パーソナルコンピュータ用に、特にソフトウェアがそれ用にあるということをご認識いただきたいと思います。

私どもの協会は、昭和五十七年、このパーソナルコンピュータ用のソフトウェアの法的権利の確立とその保護のために、それを主要な目的として結成いたしました。非常に若い団体でございますが、企業としても非常に小さなビジネスの集団でございます。ベンチャービジネスとでも申し

ましようか、パーソナルコンピュータのユーザーであった人たちが自分のためにプログラムをつくるというところからスタートし、それが事業として進んできた、申しましたように非常に若い企業の集まりでございます。ちなみに、会長が三十八歳でございます。副会長もまた三十八歳、もう一人の副会長は二十八歳というような若さでございます。しかしながら、これらの人たちの仕事は世界的に通用しております。この三人の名前は既にウォール・ストリート・ジャーナル等にも紹介されておりますように、既に、このパーソナルコンピュータ用のソフトウェアの仕事というものは、世界的な仕事になっております。

私どものこういった仕事をしております会社は約三百社ございまして、うち会員は百五十社でございます。百五十社の会員のシェアと申しましようか、販売を合計したものは、全体の大体八割程度になっております。

我が国のパーソナルコンピュータはまだ歴史が非常に浅うございまして、わずか八年前の昭和五十三年の出荷が初めてでございます。これが九千数百台、約一万台でございますが、これをスタートといたしまして毎年の実績が積み重なって来てございまして、昭和六十年、昨年度の推定出荷数は二百五十万台に達しております。また、この間の累計のパーソナルコンピュータの台数は六百万台を超えているということでござい

ます。また、皆様方も御承知のように、最近いろいろと話題になっておりますファミリーコンピュータというのとは大体六百五十万台、これはコンピュータに加えるかどうかということについて意見がありますが、やはりコンピュータと認めるとすれば、また認められると思っておりますけれども、これが六百五十万台で、既に我が国には一千

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

万台を優に超すコンピュータが普及しているという実情でございます。

このように、コンピュータが一千万台を超えた普及をしておりますが、実は、我が国にコンピュータが導入されたのは昭和三十年代の後半でございますが、それからコンピュータといえは御承知のように非常に高いものである、数億円、数十億円もするものもございますが、それが五万台普及するのには、昭和三十年代の後半から大体二十年かかりました。ところが、パーソナルコンピュータは六百万台を普及するのにわずか八年で普及したということでございます。今後はパーソナルコンピュータがコンピュータの主力になるだろうと言われておるわけでございます。

例えば、自動車などと比べてみますと、当初、戦前の自動車と申しますれば、バスであるとかトラックであるとか、そのような特別なものでございまして、乗用車というのは非常に少なかった。つまり、自動車といえはバスとかトラックとか、そういう大きな組織、大企業であるとか軍隊であるとか、国の組織であるとか、あるいは鉄道会社とか、そういう大きな組織が使うものでございまして、皆さん方はすぐ乗用車、マイカーといふものを想像される。むしろトラックとかバスとかは特別の仕様の車であるというふうにお考えだと思います。

コンピュータの分野におきましても、現在まだ、コンピュータといえますとガラスの大きな囲いの中に入つて、十数人の人がそれを動かしているというこの機械を御想像になると思ひますけれども、自動車・イコール・マイカーであるように、コンピュータ・イコール・パーソナルコンピュータであるということになる時代は、既に二、三年前にきておりますし、通産省の方でもこのパーソナルコンピュータの普及というものを教育あるいは社会的な非常に広い範囲でとらえ、その普及を中心に情報化を図ろうとしてい

ことは御承知のとおりでございます。

そのように、コンピュータはガラスの大きな囲いの中に入つてゐるものではなくて、だれの机の上にも置いてある小さなタイプライターのようなものである、つまり今の子供は既にそのように認識し始めておりますし、これが一般の風潮になるであらうというふうに思ひます。

アメリカでもこの傾向はさらに強く、昨年度のパーソナルコンピュータのいわゆるハードウェアといいますが、コンピュータ本体の売り上げでございまして、これは既に三兆円に達しまして、これまでのいわゆる大型コンピュータの売り上げを追い抜いたわけでございます。

コンピュータの価格も、歴史的に見ますと大体十年間で同じ機能のものが実質価格で百分の一、二十年間で百分の一以下に価格が下がりまして、この情報化の時代にコンピュータの普及というものをさらに助けているということでございます。

しかし、御承知のように、コンピュータは、ただハードウェアだけではたただの金物でございまして、それを動かすためにはプログラムが必要なることは当然でございますが、そのプログラムをつくり出す人件費は、二十年間で実質十倍以上になつてゐることは御承知のとおりでございます。もちろん、その間にプログラムの製作技術等も生産性が三倍になつたというところはございますけれども、ソフトウェアは実質三倍の値段になつてゐると言つてもよろしいと思ひます。つまり、片一方は二十年間で一万分の一の価格になつた、ハードウェア、コンピュータの本体の値段は一万分の一になつたのに、それを動かすプログラムをつくる技術の人件費は三倍になつてゐる、そういう逆現象が起きております。そのため、コンピュータの普及に對しましては要員が非常に不足になつてゐるというところは御承知のとおりでございますし、現在、既に大変な人員不足をもたらし

てゐることは御承知のとおりでございます。このソフトウェアの必要性和供給のギャップはますます広がるばかりでございます。昭和六十五年には約六十万の技術者の不足が生ずるといふふうに通商産業省は予想をしております。現在のこのソフトウェアの需給ギャップを解消するために、政府は、プログラム開発の効率を飛躍的に増大させるシグマ計画というのがござい

ます。これは、プログラムを開発するときの非

常にいろいろの手法がございまして、この手法を各ソフトウェアハウスが持つてゐるわけでござい

ますが、そのソフトウェアハウスのノウハウを一つに集めまして、全国的にだれでもが利用できるよ

うなネットワークを形成するというところで、通産省の指導のもと、現在これが進められており

ます。また、情報化のために、そのような人数の不足がございまして、種々の情報化のための人材育成政策も同時に通産省が推進されてゐるところでござい

ます。さらに、それだけではなくて、もう一つ政府が推進している中に、プログラムの商品の流通促進というものがございまして、つまり、これはプログラムを、これまでの大型機が一台のコンピュータに對して一つのソフトウェアしか使えなかつたのに對しまして、商品として、一つのソフトウェアを何千台も何万台ものコンピュータにも使えるように商品としてつくり上げ、それを流通させるということを政策として行つてゐるわけでござい

ます。これをソフトウェアエンプラというわけでござい

ます。また、プログラムの開発の効率を飛躍的に増大させるシグマ計画というのがござい

ます。これは、プログラムを開発するときの非常にいろいろの手法がございまして、この手法を各ソフトウェアハウスが持つてゐるわけでござい

ますが、そのソフトウェアハウスのノウハウを一つに集めまして、全国的にだれでもが利用できるよ

うなネットワークを形成するというところで、通産省の指導のもと、現在これが進められており

ます。また、情報化のために、そのような人数の不足がございまして、種々の情報化のための人材育成政策も同時に通産省が推進されてゐるところでござい

ラムが販売されております。売上高は大体五百億円でございます。一種類のプログラムで十萬本を超える売り上げといえますか、普及しているものもございまして、御承知のようなゲームのもので一種類で百萬本を超えるという普及をしているものがございまして、アメリカでは、同様に、現在日本に対して約八倍の三千七百萬本、四十九億ドル、これは去年のあれでございますが、約一兆円の市場でございます。ともに日本の二十倍ということでございます。コンピュータの世界ではアメリカの道と同じところをたどっているわけでございますから、数年後にはやはり二十倍の市場規模になろうと思われまして。

ユーザーは、これまでのプログラムに比べると、このように何十分の一、何百分の一の価格でコンピュータを利用できますし、大変便利になりましたけれども、このソフトウェア、いわゆるプログラムをつくり、売るサイドの方でございます。いわばこの間に流通——卸でございます。それから二次卸、あるいはショップというような、中間に流通が入っているわけでございますけれども、それを通していきますので、大型のコンピュータのように一対一の契約ではなくて、中間に非常に複雑な流通を通りながら、プログラムをつくられた者とお使いになるユーザーとが関係ができていくわけでございます。これはアメリカでも、スタート当初から非常に悩んだ問題でございまして、我々が大型コンピュータとは違つて法的問題のトラブルが非常に多いところも、本数の多さと同時に、ユーザーがダイレクトにソフトウェアのメーカーと対していないところ、ここに原因もございまして。

そのようなことでございますので、権利の侵害は非常に激しく、しかもそれは個々に行われているだけではなくて、組織的に、また営業的に違法行為を行っているものも多数ございまして。私どものパーソナルコンピュータソフトウェア業界における権利侵害の被害は、市場規模の五百億円に

対しまして四倍以上と推定されます。具体的には、違法のレンタル行為におきまして六百億円、違法コピー販売におきまして約四百億円、違法企業内コピーにおきましては七百五十億から一千億という、実体の販売が五百億円しかありませんが、コピーされたり、あるいは不正使用されたりするものがその四倍以上に達しているという、非常に考えられない事態になっております。

今申し上げましたように、無許可のレンタル、違法のコピーの販売、企業内のコピー、企業内のコピーというのは、一本買ってきて企業が数百本コピーをして自社で使うというふうなものでございますが、こういった三つのものを我々は権利侵害の三大悪というふうに申しましていろいろ問題にしております。このほかにも違法な複製や、人のプログラムを違法に改造して使つてしまふ、あるいは頒布する、あるいは盗用なども非常に盛んでございまして、種々のケースが非常に多くなつております。私どもの協会事務局にも、週に三件か四件ほどの、違法行為について会員またはその関連のところからの相談や報告があるという現状でございます。

先ほども申しましたように、パーソナルコンピュータソフトウェアのメーカーは、数社の例外を除きますと、ほとんどが三十人以下の極めて規模の小さい企業でございまして、ベンチャービジネスの集団であります。もちろん将来性の非常に高い集団ではありますけれども、その限られた力の中で、人間や資金や物や時間を投入して苦心の末商品として世に出したプログラムが、申し上げましたような権利侵害の被害を受けておりますと、資金の回収はおろか、企業存立の基盤も危うくなる心配がございまして。特に、最近ではユーザーが非常にコンピュータを高度に使う、その要求もございまして、プログラムも非常に品質の高い、したがって投下資本も多い、人数もかける、いい技術も投入するというプログラムが多くなつておりますので、そのようなものが不法に侵害されまると、本当に投入の資金も小さな会社

の、自社の資本金を超えるような額の、投入額を回収するというのが非常に難しくなつてくる可能性があります。このため私どもの協会は、発足当初からこのパーソナルコンピュータソフトウェアの法的保護活動を中心に協会活動を展開してまいりました。現在では、パーソナルコンピュータソフトウェアの法的保護の確立と侵害への対策、社会に対するソフトウェアの保護の重要性を訴えるPR活動をいたしております。

しかし、おかげさまで昨年の著作権法の改正によりまして、プログラムの法的保護は著作権によることが決まりました。まだやや実態とはかみ合わない、例えば五十年の権利期間の問題ですとか、あるいは法の適用に当たつてさらに明確にしたい点などもございまして対応し得る基礎ができたということで、私どもは心から喜んでおります。

さて、今回御審議のプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案でございますけれども、私も日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会は、ソフトウェアの製作者並びに販売する者の立場から、この法案に基本的に賛成するものでございまして。これまで法的保護の及ばなかつたいわゆるコンピュータを利用する技術、これが無体財産として著作権法で保護される。そのために一連の改正が行われましたけれども、この登録法によりまして、権利確立が目に見えるように保障する制度ができ上がりましたことで、改正が一つの完結を見ることができるとはいいかというふうな考えております。

これまでのプログラムに關します法的トラブルのケースで共通して見られることは、社会一般にプログラムに關する権利意識が極めて薄いということでございます。他人が、人や技術や物や資金や時間を投入して苦心の末製作した著作物でござ

いますプログラムを、違法に複製したり盗用したり、違法頒布したり改変するといったようなことに、今、残念ながら社会の中に抵抗感が少のうございまして。また、そういったことの行為が法に違反するという感覚も乏しいわけでございます。大変に残念でございますが、それが現状でございます。同時に、実はプログラムを製作する権利者自身にも権利意識が弱いというところがございます。これは今パーソナルコンピュータソフトウェアをつくっている人たちが、自分がユーザーであり、自分のためにつくつたというところから立ち上がっているという点にも原因がございまして、非常にその権利意識が薄いというところがございます。侵害を受けてから慌てて法的対策を講ずるということが通常でございまして。そしてまた、このような権利意識の薄さというものがトラブルを増大させる原因の一つともなつております。

プログラムの登録は、権利の確認のまず第一歩でございまして、法的トラブルの際に原点となるよりどころでございまして。登録されたプログラムの著作物は、公示されて、政府指定機関に登録されたことによりまして信頼性が増大すると同時に、もし不正な登録が行われた場合には、眞の権利者がそれをチェックできるといふ利点もございまして。数々の権利侵害の被害を受けております私どもパーソナルコンピュータソフトウェアの製作者、販売者たる企業は、この登録制度に大いに期待しております。特にこの制度が、権利侵害に対する迅速な判断につながることを期待しております。

今度の法案は、私どもの意見も十分反映されていると考えておりますので、私どもはこのプログラム登録法が発足すれば、積極的にこれを進めていきたいというふうな考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、よろしく御審議の上、ぜひ実現をお願いしたいと存じます。どうもありがとうございます。

○委員長(林寛子君) ありがとうございます。

次に、宮川参考人に御意見をお願いいたします。宮川参考人。

○参考人(宮川隆泰君) 私は、日本データベース協会の会長を務めさせていただいております。宮川隆泰と申します。

本日、御審議をいただいております著作権法の一部を改正する法律案につきまして、意見を申し述べさせていただきます。

まず、日本データベース協会という団体は、現在日本でデータベースサービスを一般に提供しております。民間機関を中心とした団体でございます。一部政府特殊法人もメンバーに入っております。協会は、昭和五十四年の十二月に十九社をもつて設立をされまして、現在八十六社の会員を数えております。現在のところ、私どもの協会が、日本におきます商業用のデータベースサービスを営んでおります。業者の大部分をカバーしているというふうに考えております。

初めに、本法律案に関します私どもの態度を申し上げさせていただきますが、私どもは本改正案に賛成でございます。

次に、データベースというものがどのようなものであるか、また、それが現在我が国におきましてどういうふう利用されているかということについて簡単に申し上げます。

まず、私も日本データベース協会では、データベースというものを定義いたしまして、各種のデータを整理統合いたしまして、電子計算機によつて処理することができるよう形態にした情報のファイルもしくはその集合体である、そういうふうな定義をしております。

一般に、産業活動でございますとか科学技術に関する研究調査、より理論的な学術研究、自然現象の観察あるいは政治的経済的社会的な諸現象の調査による統計というようなもので各種のデータが発生しております。通常これらのものは、形としては文字、数字、図形それから音声というように表現をされております。文字で表現をされたデータは、例えば新聞記事でありますとか

雑誌論文でありますとか単行本でありますとか、その他の各種の文書がこれに相当いたします。

それから、数字で表現をされたデータは、いろいろな統計類、人口統計でありますとか経済統計でありますとか、天気予報の数値でありますとかあるいは実験によつて得られました観測値、データというふうなものであります。それから図形のデータというものは、一般には、例えば地図でありますとか設計図でありますとかレントゲン写真でありますとか心電図でありますとか、そういうようなものが図形のデータであります。

これらのデータというものは、長い間印刷冊子の形で一般に提供され利用されてまいりました。保存もその形で行われてまいりました。ところが、近年のこの情報処理に關します技術、それから電気通信に關します技術の開発と発達によりまして、電子計算機を用いてこれらのデータを加工をし、蓄積をし、それから利用をするということが可能になってまいりました。このような機械で読み取れる形にしたデータ、これを日本語に言つておりますが、これらの機械可読の形にしたデータを集めたものがデータベースである、こういうことであります。

具体的にどういふことかという例を挙げてお話ししたいと思います。例えば、現在我が国の国内で発行をされております単行書は、すべて国立国会図書館に納本をされることが制度として決まっております。そして、国立国会図書館では、これをもとに日本全国書誌というものを編集をいたしまして、これを毎週発行いたしております。(資料を示す)これがそれでありまして、日本全国書誌週刊版。私どもはこれが納本週報と、こういうふう呼んでおりますが、通常の図書館へ行きますと大体こういうものがあんなそろつております。この一週間に国会図書館に収録をされた国内刊行物はすべてここに出てきて、こういうことになっております。これは非常に長い間こういう形で使われてま

いりました。

ところが、近年日本国内で刊行されます本あるいは出版物というのは非常に多うございまして、一年間に平均約五万件という膨大な数字に上つております。具体的に申しますと、昭和五十九年の一月から十二月まで、日本全国書誌のこれに収録をされた収録数は五万八千八百九件、これは五万八千冊ということになって、それから発行部数であります。昭和六十一年の一月から十二月までの収録件数は六万四千六百三十四件、それから今年の一月一日から一これきよう出てくるときに持つてきたんですが、今私の手元にございます納本週報の一番新しいものは四月十八日発行のものが国会図書館から届けられておりますが、その一番最後の番号は一万八千八百七十七であります。つまり、一月一日から四月十八日、第十五週です、今年の第十五週の終わりにまで一万八千八百七十七件の国内刊行物が国立国会図書館に納本をされたことになるわけです。

一般国民は、これは入手できません、一冊三百五十円あります。入手できますので、これで探さないといふことになっておるわけでありまして、これが毎週来て、一年に六万冊のものをこのいう形で探せと言われても、なかなか容易に探すことは難しいといふことになってございまして、そこで国立国会図書館では、日本全国書誌週刊版を機械可読にいたしましたものを昭和五十六年から一般に頒布するようになりました。これが日本全国書誌機械可読版といふものでございまして、これはデータベースであります。すなわちこれはJAP AN MARCといふ名前がついておりまして、MAR Cはマシーン・リーダブル・カタログの省略であります。(資料を示す)これ、ちよつと同じものを持つてきたんですけれども、これは四月十八日に終わった一週間で国内で刊行された国内刊行物を磁気テープにおさめたデータベースであります。これとこれとは同じものなんです、全く同じものです。中身は、これは人間の目では読めません、機械でないと読めないんです。だからこれ

は機械可読、マシーンリーダブル、こう言うわけ

です。これがデータベースです。こういう形にいたしますと、今度は、六万冊あるいは五万冊、過去のもの数十万件ということになりますが、その中から必要なものを必要な約束事に従つて出すことができるということになってございまして、これまで国立国会図書館に行きまして一日かかっていた探すということが、端末さえあれば、日本全国どこからでも瞬時に必要な本の情報を探すことができる、これがデータベースサービスであります。

これらの同様のことは、新聞記事でありますとか雑誌論文でありますとか、あるいは各種の経済情報でありますとか株式市況でありますとか円相場でありますとか人口統計であるとか産業の活動であるとか、それぞれについてすべて利用できるやうになってございまして、現在我が国で商業的に利用可能なデータベースの数は一千二百四十二と言われております。これは通産省がデータベース台帳といふものをつくつてございまして、これの一番新しいものは昭和五十九年十月一日付の業者の申告によるものでございまして、一千二百四十二であります。このうち一番多いものがビジネス・経済系のデータベースでありまして四百六十六件、全体の三十八%。それから次に自然科学・技術分野のデータベースでありまして四百五十九件、全体の三七%。両方合わせますと七五%ほどになりますので、これが大部分ということになります。この中には、特許情報などもこの自然科学の中に入つております。続いて、一般という分類の包括的なデータベースが百八十一件、全体の一五%になっております。この中には、新聞記事でありますとかニュースでありますとか、あるいは各種の行政データあるいは判例などの法律に關するデータベースが含まれております。最後に社会科学・人文科学系の分野のデータベースが百七件ございまして、これが全体の九%ということになってございまして、このデータベースの数は、年々国内で利用できますものは非常にふえておりまし

て、多分間もなく昭和六十年度の、六十年十月一日現在の調査が発表されると思えますけれども、数はさらにふえておると思えます。

次に、このようなデータベースがどういうふうにしてつくられて、それからどういうふうにして流通をしてどういうふうにして利用されているかということをお願いしたいと思います。

データベースの製作者はプロデューサーと申しておりますが、これは民間機関それから公的機関、一部では大学のような研究機関でもつくっています。このデータベースをつくり出す際に、幾つかの作業段階があります。まず、そのデータベースを構築しようとする特定のテーマ、主題、あるいは専門分野がありますので、その分野を定めまして、その分野についての情報であるとかデータを集めるいたします。ですから、情報の収集というのがまず第一。それから第二に、集めた情報を整理をいたします。この情報の収集と選択ということがデータベースの製作者の創作性の第一の源泉になります。ただ、これは通常の編集著作物でも同じようなことが行われますので、そこと基本的にどのぐらい違うかということになる情報の収集と選択ということが第一の問題で、ここに一つの創意工夫がある。

それから続いて情報の加工をしなければいけない。この加工の段階はどういうことをいたしますかというところ、ここでプロデューサーは、あらかじめ定めたシステムがございまして、そのシステムに基づいてある手続、ルールがあるわけです。このルールもしくは基準に従って、集まりましたいろいろな雑多な情報を標準化をまずする必要があります。標準化をいたしませんと、情報やデータはいろいろな形をしておりまして、こういうものには入らないので、標準化をいたします。それで、もとの情報を一次情報、生の情報、生のデータというふうに呼びますと、ここでは二次情報、セカンダリーインフォメーションというものををつくる。

例えば、先ほどのこういう文獻情報の例で申しますと、書誌事項というものを一定のルールに従いまして標準化をいたしまして、それからどういうことが書いてあるかという内容に関する抄録をつくりまして、それから関連事項のノートをつくりまして、例えば一冊の本がございまして、一冊の本というのは一つのレコードでございまして、一冊の本の中にも、このレコードの中に大体百ぐらいのデータがあるわけですね。それが書いてあるか、厚さは何センチであるか、値段は幾らであるか、いつ出たかというふうなことで、それから何の続きであるかとかですね。そういうふうなことでございまして、そういう一つの情報についてのたくさんの側面、あるいはその内容を示すデータを加工をいたしまして標準化をする。また、この段階で、後に利用者が情報を検索するときに非常に便利なような認識、インデックス、タグ、要するにその手がかりになるような分類コードでありますとかキーワードでありますとか、そういうものを付与をいたします。

このときに、キーワードは勝手につけるのはありませんで、これは別に決まりました用語集、シソーラスと申しておりますが、そういうものにに基づいて必要な索引語をつけていく。このような情報の整理、加工の段階に、データベース製作の第二の創意の源泉があります。この標準化、それから二次情報の作成、それからコードやキーワードの付与という作業は、データベース構築のシステムの約束に従って行われますので、恐らくこれらを総括的に考えますと、体系的な構成に基づいて情報を整理、加工するところかと思えます。大変時間とお金がかかるプロセスであります。こうして加工されました情報が磁気テープに入力をされてこういう形になります。これを今度は機械にかけて読むというわけでありまして、ここができるまでが、データベースの製作の段階がこれで終わるということになります。

次に、今度はデータベースを流通をするというプロセスがありまして、データベースは、物によつては製作者と流通者が同一機関の中にありましてやっている場合もありますが、多くの場合に、専門的な流通担当機関というものが存在をしております。これを我々はディストリビューターというふうに呼んでおります。

流通者は大部分が民間企業であります。我が国の場合には、部分的に一部公的機関がございまして、大部分は民間企業でございまして、その流通担当者では大容量の、非常に大きい記憶装置を持ちました電子計算機を備えておりまして、同時に、データベースを管理したりそれから検索するためのプログラム、ソフトウェアであります。

そういうものを用意しております。それで、流通者はプロデューサーからこういうテープを受け取りまして、これをそれぞれの流通サービスセンターのコンピュータに載せるわけですが、そのときにこれをそのまま複写をして載せるわけではなくて、これもまた一定の約束事に従ってこの中をばらばらにばらばらにして、利用者が後でそれぞれの利用目的に従ってオンラインもしくはオフラインで利用しやすいような形にファイルをつくりかえていくわけですね。ここにも流通者としては工夫があるところでございまして、場合によつては、流通者がつくりますというファイルというものは、もとのデータベースに対する二次著作物になるという関係もございまして、それで、この流通がオンラインとオフラインと、この両方の形でサービスが行われるわけですが、オンラインといいますが、それは、それぞれが持つております、ユーザーが持つております端末を使いまして、データベースのサービスセンターの電子計算機に接続をして使つと、こういうことでございまして。

最後に、今回の法改正の内容に多少おわかりまして、意見を申し述べさせていただきますと思っております。

四点左右ございまして、第一は、データベースはそれを構築するのに非常に複雑な作業とそれから創造性と工夫と努力を要しますから、多額の費用がかかるものでございまして、したがって、このようなデータベースが著作物として保護されるようにしていただけたらということは大変望ましいことであると思っております。

それから第二は、データベースはこういう形で機械可読の形態をとっておりますので、これは非常に機械操作によつて複製の対象になりやすい特性を持つておりますので、データベースの著作物とこれを複製する行為との間の関係が現行の著作権法の原則に従いまして処理していただけたらというのは大変結構なことじゃないかというふうに思っています。

それから第三は、データベースは従来個々の契約によつてその利用形態が定められてきておりますが、今回の法改正によりまして、データベースの著作物、流通者あるいは利用者との間の権利が、契約の裏にさらに法的な裏づけができるということになりましたこと、これはこれまでの業者の権利が主張できることになって大変結構なことだということに考えております。

それから第四番目に、オンラインサービスというところについてありますが、オンラインサービスという利用形態は、新しい知識の伝達、情報の伝達の形態でございまして、これは一体どういう法律的な裏づけに基づいてこういうことが行われるんだらうかということでありまして、私どもこれまで著作権法上は有線放送の規定を解釈をいたしまして、これの拡張解釈をして、これに当たらないではないかというふうに考えたこともございまして、今回は、有線による送信という概念を整備されて、そういう規定を整備していただきましたことは、より現在のデータベースのオンラインサービスの形態に即した御措置でないかというふうに考えております。

私どもは、以上のような考えをもちまして、昭和五十四年に会ができました以来、データベースにかかわる諸権利の確立ということをお願いをしてまいりました。五十九年からは著作権審議会にも委員を、第七小委員会に会の代表を出さしてい

ただきまして、いろいろ意見を申し上げてまいりました。そういう意味で、今回の法改正には賛成をさしていただきたいと思います。よろしく願います。

○委員長(林寛子君) ありがとうございます。次に、山田参事人にお願いたします。山田参事人。

○参事人(山田武志君) 御紹介をいただきました山田でございます。

私は、長野県の諏訪でレイクシティ・ケーブルビジョンというCATVを経営している立場でございますが、本日は、社団法人日本有線テレビジョン放送連盟の役員という立場で出席をさせていただきました。

これから申し上げますように、日本のCATV界というのはまだ播磨期を脱しようとしているというレベルでございます。そういう立場で、今まで公の場面で意見陳述をするという機会は余りなかったわけでありまして、本日のような機会を与えていただまして、まことにありがとうございます。申し上げたいと思います。

まず、CATV業界の概況を申し上げます、本論に入りたいと思います。

私どもの社団法人日本有線テレビジョン放送連盟は、現在、仲間が百八十七社ございまして、大きい、ある程度の規模のものから、非常に零細なものまで含まれておりますし、まだこれから施設を始めようとするものも含まれております。社団法人の公益法人の資格を持ちましたのも昭和五十六年でございますから、まだ日が浅いわけでございます。

CATV事業について概況を申し上げますと、郵政省の公式発表は昭和五十九年のものまでが出ておりますが、この数字で見ますと、全国でケーブルによってテレビを見ております家庭が約四百二十万戸ございまして、これはNHKのテレビ視聴家庭三千三百万戸に対して大体一四％ぐらいの率でございます。この中身を見ますと、いわゆる難視聴対策というような非常に小さな規模の共同

視聴というような形の方々が三百四十万ほどございます。それから、五百戸というところが一つの線になっておりまして、ここで許可施設と届け出が分かれるわけですが、五百戸以上は許可を必要としますが、この施設が八十三万くらいでございます。したがって、非常に零細なものが八割を占めておられるという状況でございます。

それで、その八十三万の中をもう少し細に見ますと、いわゆる事業としてのCATVをやっていると思われるものをちよつと両面の角度で見ますと、一つは、大体五千戸以上、一つのまとまった体制と申しますか、というCATVが二十七万でございます。二十七万世帯の方に送っている形になっております。それからもう一つ別の角度で見まして、よそからソフトをいただきましていわゆる再送信を行ったり自主放送を行ったりしているものが二十二万世帯に該当いたします。こういったものと、事業としての規模ではまだ非常に小さいということがおわかりいただけるかと思えます。

ちなみに、アメリカの現況を見ますと、これは公式発表がありませんので人によって言い方が違いますが、大体四千万世帯から五千万世帯が見ているということが言われております。それで、アメリカの総視聴家庭は八千五百万戸と言われておりますので、大体半分はケーブルによって情報を得ているというのが概況でございますから、日本の現状から見ますと、大変にその速度といえますか、規模が違います。違ふ一番大きな要因は、衛星の発達ということであろうかと思えます。それで、アメリカが衛星によって飛躍する今から十年前が全視聴家庭に対するケーブルの視聴家庭が一四％でございましたから、ちょうど日本の今とアメリカの十年前とが同じ比率であるということが言えるかと思えます。

こんなところが今の日本のCATV業界の概況でございます。それで、ケーブルによるネットワークというものの価値について少し申し上げますと、一般の空

中波によるものと比べまして、ケーブルの中には我々一つ別の天地であると、別の宇宙であるというところを申し上げておきますが、空中波は割に当たが難しい時代になってまいりました。ケーブルの中は、現在、世界的に一般通念として行われておられる同軸ケーブルによるケーブルネットワークの場合におきまして、大体テレビ波二十チャンネルは容易に送れます。さらに、アンブの性能を深めたりいたしますと、五十チャンネルないし六十チャンネルという非常にたくさんの方の情報量が送れるわけでございます。そういう一つの多チャンネルの可能性を持っているということ。これは将来に向けて専門チャンネルの設定、現在のNHKあるいは民放における我々の一般概念としてのテレビというもののほかに、いろいろな専門チャンネルが設定できる可能性を持っている。

それから同時に、私も努力しておりますが、この地域における、非常にローキヤスティングと申しますか、非常に狭い地域の細かい情報を送れる、そういう特性を持っております。それからもう一つは、テレビ、ラジオだけではケーブルを引いてある状況から見ましてもつたないという発想がありますので、いわゆる多目的に使うという問題がございます。これは特に双方方向通信、双方方向による可能性というものを持っておりますので、いずれは通信への展開ができるという問題を含めております。その辺がケーブルネットワークの特徴かと思えます。

ただ、難しいことは、非常に先行投資の仕事でございますから、その回収の努力をしなければなりません。ということは、加入の家庭をふやさないといけない。この加入営業ということが大変難しい仕事でございます。これは日本の場合には、一般的に情報をお金を出して買うという習慣がありませんので、いかにその方々に情報を買っていただくかという、その辺が経営をする者として非常に難しい問題でございます。まあ一般論としてこういうふうに申し上げます。

これから日本のCATVを発展させるためにどんな点が具体的な条件整備であろうかという意味の問題点を一、二申し上げたいと思います。

まず第一は、ソフトウエアの充実ということがございます。これはまだ日本のCATVが自由にいろいろな情報を使えるという段階にまで至っておりません。これは一つは供給体制の問題がございます。この今まで一番大きな問題が実は著作権の処理だったわけでございます。私も自体が、割合に実力を持っておりますし、例えば権利団体との交渉などでもなかなか弱小のものでございまして、基本的には非常に不利な状態と申します。きちんと物が言えないような状態もございましたので、著作権という一つの問題だけを見まして、まあ言うなれば一つのきちんとした市民権が欲しいというのが業界の熱望だったわけでございます。たまたま今回のこの著作権法の一部改正という法律案がそういう意味で私どもの年来的の宿願をある部分では満たしていただいたということが大変ありがたいことで、感激をいたしているわけで、そういう意味でこれが一つの出発点になって我々のソフトウエア充実の面における大きな導火線になるであろうと期待をいたしております。

なお、供給体制としては、いろいろな業界、特に将来供給をしてくださるであろう動きがいろいろ始まっておりますので、そういう方々のお力もいただき、なお権利団体との交渉も進め、いい方法でこの問題を進めてまいりたいというのがソフトウエアに関する考え方でございます。

それから、ハードウエアの問題につきますと、我々のケーブルは、空中共架をしてまいります。つまり、電柱を使いましてそれに共架をしております。一部地下埋設という問題もあるわけでありまして、コストがかかると言われておりますので、現状ではなかなか困難なことでありまして、空中共架に対するいろいろな対策が必要になります。これには市町村等の道路占用の問題も含まれてまいり

ますし、それから電力会社等の電柱を借りるという問題、いろいろ問題を発生いたします。特に大都市においては非常に難しい問題であろうかと思ひますが、そういう一つの問題点を抱えております。

それからもう一つは、これは機器関係の問題ですが、端末機器がまだ日本の場合には、日本といひますか、これは世界的にそうでありまして、けれども、端末機器がまだ非常に高価であるという問題がございます。これは将来の量がふえていくという問題と連動をいたすと思ひますけれども、一般家庭が買ひたい状態というものの端末機開発が行われなければならないと同時に、標準化が行われませんと、メーカーによりましていろいろ端末が違ふというところは、非常に消費者から見ると迷惑なことでございますから、郵政省が今非常にこの辺に力を入れておられますけれども、さらに格段の進歩が必要かと思ひます。以上のような問題があるわけでありまして、ハードウェア、ソフトウェア両面にわたつてこれから前進をしようという態勢になつてきておりますので、我々としてはこれに大きな期待を寄せているわけでございます。

なお、御参考に、ちよつと失礼ながら私どもの例を申し上げてみますと、日本のCATVの一つの姿としてお聞きをいただきたいと思ひますが、私どもは、現在長野県の諏訪地方におきまして、加入戸数が二万九千戸、これはこの地方における五四％の人が加入をいたしております。地方の状況から見まして、大体四万戸ぐらゐまではこれから努力によつては伸びられる場所であらうかと思ひます。ちなみに、日本の一番大きなCATVは、山梨県の甲府にありまして五万戸のCATVが一番大きいわけ、私どもが第二位になつております。エリアとしては四市三町にわたつて、ケーブルの総延長が八百五十キロメートルに達しております。いわゆるインフラストラクチャーという立場になつてしまつたという感じが現在持っておりますが、そういうような規模でございます。

います。

サービスの内容を申し上げますと、現在テレビが十五チャンネル、それからFMラジオが十三チャンネル、これを放送いたしております。多分東京よりも情報量は多いのではないかと考えます。自主放送が重点なチャンネルになりますけれども、現在毎日十九時間の放映をいたしておりますが、特に地方の、ごくきめの細かいいろいろの情報を送るということに力を入れております。

なお、あの山合いでたまたま放送大学の受信ができましたので、現在、放送大学を開設以来放映をいたしております。この地方には学習センターが当然のことながらありませんので、たゞいま文部省にもお願いをいたしまして、放送教育開発センターの方のお力をいただきまして、諏訪の六市町村対文部省という形で、実験的な放送大学講座というものを開設をいたしております。これは地元信州大学の協力を得まして、信州大学から教授を派遣していただいております。スクリーニング等を行うという方式をとつていて、正式の学習センター開設を待ち遠しく思つておる状態でございます。

このほかに、多目的という問題につきまして、たゞいま取り組んでおりますのは、町と協力をいたしまして、水道の管理の問題に取り組んでおります。一つは、集中検針の実験でございます。それからもう一つは、水源を遠隔管理するという問題で、これはいづれも実験的には成功いたしましたので、あとはコストの問題だけで実務に入るかと思ひます。

もう一点は、厚生省の御支援をいただきました。中央病院と老人ホームを結ぶ医療支援システムを行つております。これも実験的には成功いたしましたので、もう実際の実務として行つております。

なお、もう一つは最近の、先ほどからお話しのありますコンピュータの関連が非常に私どもの地域にもパソコンその他が発達をしまひましたので、センターのコンピュータから端末のコン

ピューターにデータ伝送を行う問題につきまして、ケーブルを使つての実験を今いたしております。NHK初め四十社ほどの協力を得まして、現在実験中でございます。おむねハード的には実験が完了いたしております。

こんなようなことで、私どものことを失礼ながら申し上げたことも、日本のCATVもこのくらいのレベルまでには到達してきたということでございます。あとは、これから行政にも立法にもいろいろお願いをしまひたいと思ひますけれども、これをいかに民活という形で引き上げていただくか、同時に、私どもがどういうふうに努力していくかという問題であらうかと思ひます。

そういう中で一番大きな希望を持つのは、昭和六十三年の通信衛星の供用開始でございます。現実は六十三年でございまして、これに對して非常に大きな希望を抱いておるわけで、今まで幼稚園の段階とすれば一躍中学校の段階に行くんじゃないかというふうな希望を持っております。でございますが、その中でも、特に第一号衛星は六十四チャンネルの放映能力を持つていて、すなわち、一番問題なことはソフトウェアの問題だと思ひます。ソフトがいかに充実してこれに對応できるかというところが、多分日本の通信衛星が成功するかしないかのきざであるかと思ひます。その御理解をいただき、御審議をいただいておりますことは大変ありがたいことで、賛成どころか心から感謝を申し上げて、ぜひ実現をお願いいたします。かように思つております。

以上でございます。

○委員長(林寛子君) ありがとうございます。次に、小泉参考人をお願いいたします。小泉参考人。

○参考人(小泉博君) 御紹介をいただきました小泉博でございます。本日は、芸能実演家の団体を代表いたしました意見を申し上げる機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

私は、現在、日本芸能実演家団体協議会、大変長い名前でございますので略称芸団協といひますけれども、芸団協の役員をしておりますが、映画やテレビ、舞台などで約三十年間俳優の仕事をしてまいりましたので、本日は一実演家としての立場から意見を述べさせていただきますと思ひますので、よろしく願ひいたします。

私どもの団体、芸団協は、現在五十九の芸能実演家の団体が加盟している全国組織の協議体でございます。音楽家、俳優、舞踊家、演芸家など、あらゆるジャンルの職業芸能人五万六千人が参加している組織でございます。昭和四十年、徳川夢声を初代会長として誕生以来二十年になりますけれども、二代目は坂東三津五郎、そして現在は中村歌右衛門が三代目の会長を務めております。

どういふことをやつてゐる団体なのかということでございますけれども、その事業は三つに大別できます。その中心となりますのは芸能活動の推進でございます。

これはどういふことか、ちよつと説明させていただきますが、現在、芸能が国民生活の中で占める役割は非常に大きなものとなつておりますけれども、皮肉なことに、芸能の普及に貢献したマスメディアとか機械技術の発達には複藝芸能のはんらんを招きまして、そのために、極めて安直に芸能に接する機会がふえたため、源となる生芸能に接する機会を少なくしてしまひました。その根を枯らしてしまうというふうな結果を招きかねない状況が生まれております。芸団協の芸能活動推進事業といひますのは、この技術革新の進む中で、いかにして質のいい、生き生きとした芸能を守り育てるかというのを最重要の目的に据えまして、具体的には立法や行政の先生方に著作権法上の問題を訴えたり、文化予算の増額をお願いしたり、入場税の免税の引き上げ、税制の見直しとか、あるいは芸能団体への助成金の増額、第二国立劇場の建設促進と機能の充実などをお願いしております。また、芸団協独自として、年一回の主催公演を国立劇場で行つたり、加盟団体の

公演や研修会への助成も行っております。また、芸能の現場、それから未来を語るシンポジウムというものも大変盛んに行っておりまして、いろいろと、この難しい状況の中でどうやって生の芸能を守るかということと語り合っているわけでございます。そのほか、子供劇場、親子劇場などの鑑賞団体や、それから諸外国の実演家の組織がございまして、それとの交流提携、それから芸能功労者の表彰などといういろいろな事業を幅広く、精いっぱい背伸びをしておりますけれども、やっておりますでございます。これが芸能活動の推進事業でございます。

二番目は、芸能人の福祉問題への取り組みでございます。御承知と思いますが、芸能の仕事に携わる者には、ほかのジャンルで働く労働者のような社会保障制度というのは約束されておられません。どうも芸能人の気質といたしまして、将来に対する備えが不足しているケースが非常に多いわけでございます。そのために芸団協では、国民年金のわずかな給付ではとても足りないという分を自分たちの力で補い合おうという趣旨から、十年ほど前から、芸能人年金共済制度というものをつくりまして、その事務経費などを芸団協が全部負担いたしました。掛金を全部運用に回すというようにして、芸能人にとりましてはできるだけ有利な年金制度をつくらうと努力しているところでございます。一口千円で募集しているんですが、昨年暮れには基金も三十億を突破いたしました。既に受給者も約五百人を数えるという状況に至っております。

また、この福祉に関連しまして、実演の現場で起きる芸能災害というのがございます。これは仕事上のけがでございますが、これは意外とたくさん起こっているんですが、仕事への影響とか力関係などによりまして、表ざたにならないケースが非常に多いというところでございます。これはひとつ業界内できちんとしたルールづくりをしなくてはいけないということで、芸団協も、これを大事

な仕事の一つとして取り組んでおります。それから事業の三番目でございますけれども、これは著作権隣接権の処理業務という業務でございます。

芸団協は、著作権法九十五条の商業用レコード二次使用料及び貸しレコードに係る報酬の実演家の受取団体として文化庁長官の指定団体となっております。そこで、放送事業者や貸しレコード業者と金額の取り決めをいたしました。また、放送事業者の間で、著作権法上で定められているいろいろな権利の行使にかかわる一般的な基準を取り決めた。それから利用の許諾、料金の設定、あるいは使用料の徴収分配などの業務も行ってあります。今後、放送番組の利用の多様化がますます進むことが予想されておまして、実演家の権利処理を確実にスムーズに行うために、その窓口としての業務というのは非常に重要なものになってくるのではないかと考えております。

以上、三つの事業を中心に、あと、それらの事業を側面から支える調査、出版、広報事業などを行っておりますが、調査の方では、五年に一回、芸能人の生活と意識の実態調査というのを行っており、各方面から評価を受けております。日常は六つの委員会活動とそれから四つの研究会を中心に運動を展開している、これが芸団協の状況でございます。

ところで、今回御審議をいただいておりますデータベース、ニューメディアに関する著作権法の一部改正案でございますけれども、私も、現在予想以上のスピードで進んでおります。技術革新や社会の変化に対応して、著作権法もできるだけ素早く小まめにその変化に対応した改正を行い、権利処理上のトラブルをなるべく未然に防いでいたきたいという状況を望んでいるわけでございます。その意味では、一昨年の貸しレコードに関する改正、それから今回のデータベース、ニューメディアに関する改正などは、まことに時宜を得たものと高く評価しております。今回も

もちろん先生方に審議を尽くしていただくのでございますけれども、できるだけ早い国会の通過、成立を期待しているというところでございます。この改正は、第七小委員会の長期にわたる審議の上につくられた改正案でございます。基本的にはもちろん賛成なんでしょうが、ただ、どうもコンピュータやデータベースに比べますと、ニューメディアニューメディアと騒がれた割には、有線送信という新しい概念が加わったということ、有線放送事業者の権利義務が定められたという点が目立つ程度でございます。実演家の立場から見ると、やや拍子抜けというのがある感じがいたします。このことは、技術的にはいろいろと多様な利用や情報伝達が可能となつてはいても、まだまだそれらの手段が社会に大きな影響を与えるまでには実用化されていないという段階にあるためであらうと理解をしております。

今回は、有線放送事業者の法的地位が定まるとともに、商業用レコード二次使用料の支払い義務というのが課せられまして、当然有線放送によってレコードの使用による実演家への支払いが行われるということ、その業務も芸団協が請け負うことになるわけでございますが、ただ、有線送信という概念が予想されるにもかかわらず、まだレコードの使用が予想されるにもかかわらず、まだ有線送信を業とする者の法的な位置づけが定まっていない。そのために二次使用料の支払いも決まらないというところで、これはニューメディアが定着するまでにはまだまだ多くのきめ細かい法改正が必要であらうと考えられるわけでございます。なお、この機会に、今回の改正とは直接関係のない問題かもしれませんが、私も実演家にとりまして、著作権に絡む幾つかの重要な問題がございまして、それを申し上げて御理解をいただきた。次のステップを踏み出す参考としていただければ幸いです。

現在、市場には多種多様なビデオソフトが出回っております。そのほとんどのビデオソフトというのは映画の著作物としての扱いを著作権法

上で受けております。そのために、実演家の権利が及ばないという実態がございまして、例えば俳優が一人劇場用の映画に出演いたしますと、出演当時には予想もしていなかったようなビデオテープ、ビデオディスクによる販売、それから貸しビデオ店でのレンタル、さらにはカラオケビデオによる部分的な不完全使用に至るまで、全く実演家の権利が及びません。これは余りにも映画製作者の権利のみが強く保護されておりまして、反対に、余りにも俳優の権利が無視されているという状況を生んでおります。今回の改正を審議していただきました第七小委員会におきましても、この問題に触れながらも、問題点を指摘するにとどめると言っておりますけれども、そもそもビデオソフトを映画の著作物と考えると問題はないとした第三小委員会の報告でございますけれども、これは昭和四十八年、今から十三年前に出されたものでございます。今日のようなビデオソフトの多様な利用はともて想像できなかったはずでございます。

どのようにビデオソフトが発達したかという一つの実例といたしまして、昭和五十九年度の日本ビデオ協会の統計を見ますと、ビデオ関連事業の総売り上げ、これは八百二十九億円となっております。まして、前年度に比べて二二・一％、一年間に二倍に伸びているわけでございます。また、レンタルビデオは百五十億円市場に成長しております。私どもは、ビデオソフトは、我が国の著作権法が想定した伝統的な映画という概念とは、利用の態様や規模、それから複製の容易さから考えまして、全く違う別個の固定物として新しい概念構成をすべきものと考えておりますけれども、少なくともビデオソフトにおける実演家の権利の保護につきましては、新たな審議をする機会を早急につくつていただこうをお願いしたいと思います。

それから、文教委員会の先生方は、またかとおっしゃるかもしれませんが、私的録音・録画の問題、いわゆるホームテーピングの問題でございます。今や録音・録画機器、機材への賦課

最後にもう一つ、この問題も衆参の文教委員会
で何度か附帯決議がつけられておりますので、先
生方にはもうよく御理解をいただいている著作隣
接権条約、いわゆるローマ条約への加盟問題でござ
います。

ありがとうございました。

○委員長(林寛子君)　ありがとうございました。以上で参考人からの意見聴取は終わりました。これより質疑を行います。

この登録の意味と申しますと、まず権利の確定というところでございますので、これはどういう対象になるかということが一番の問題でございまして。プログラムの権利を守ることと同時に、若干漏れるのではないかというリスクも考えられる。例えば、プログラムの登録をしない、自分のところで非常にもう絶対にガードをするために、大変な費用をかけてガードをするということも実は可能でございます。例えば、自分のところにしか使わせないということで、これは西ドイツのあるプログラムの、いわゆる汎用プログラムでございまして、社長しかかぎを知らない。それで、役員の三つのかぎがそろつたらあげるとか、そういうような条件をつけて非常に強いガードをしまして、一般に売られているものはいわゆる実用的な

同時にまた権利も守らなければならないという
ような状況の中で登録が行われますので、そのよ
うな簡単な、もちろんお聞きしている制度ではそ
う簡単にコピーできるような状況ではありません
し、我々も安心しておりますけれども、仮にその
ようなことが起こったとしても、権利が確定する
ということの意味の方が非常に大きいということ
でございますので、プログラムは絶対に盗めな
い、絶対に解読されないというようなことは神話
にすぎない。ですから、できるだけ確実に国の機
関でそれを守り、なおかつ登録に対しての責任を
守るということをしていただければ十分であつ
て、そのようなものを盗む費用を数億円かけるの
であればプログラムはつくれるわけでございます
ので、その点にしましては御心配要らないん
じやないかというふうに思いますので、この登録
制度については我々は安心いたしております。
○粕谷照美君 次は、日本でも前には随分その対
象として指弾をされたところでありますけれど

も、パソコンのゲームプログラムなどが例えば韓国だとか台湾などで違法に複製をされて、創作者に大きな打撃を与えているというようなことが記事にしばしば載っているわけであります。

これらの著作權條約未加入の國に對して、行政としてどのように、何をすべきかということと清水参考人はお考へになつていらつしやいます。業界サイドの率直な御意見を伺いたいと思います。

○参考人(清水洋三君) 私は、まず隗より始めようと、日本がそのようなことを外国に言える資格があるのかというのが私の率直な意見でございます。

著作権法で現実には守られる、事実上プログラム
の著作権の施行は本年の一月一日でございませ
が、我々は、無数の著作権の侵害を受けながら、
現実には自分たちの売っている五百億円という市
場の四倍に当たるような被害を受けながら、現実
にそれをとめられない、それを防御できないとい
うようなところをまず正していただくといいこと
が我々にとって一番大事じゃないか。

特にこれは、それでは諸外国から見た日本はどうかということになりますと、我々が今のような著作権の法律を、例えば私中国へ去年参りましたが、中国でもそのようなことを、新しい法律をつくらにやいけないということで見え求められましたが、我々が、著作権法さえしていないところに対してどうするかということと同時に、諸外国から見ると、著作権を守っていない、プログラムの権利が守られていない日本に対してどうするかということをもひろく考えているんじゃないか。我々としては、むしろそこところを自戒し、なおかつ近隣のところに対しては、現実非常に難しいというのが現実でございますが、まず日本としてきちとしたそういうものを確立し、それから諸外国に対しては、そのようなものをぜひ結ばれるように、これは全世界の知的な生産物をいろいろ交流していかなくちやいけない、情報化の社会の上ではそういうものをしていかな

きやならないので、外交の問題も含めてぜひお進めいただきたいことではありますけれども、日本が今後知的生産物を海外に輸出していく、物で輸出できないとすれば我々の知恵の産物を出していく場合に、今著作権が法律的に実施されていないところに対するような非難を我々が受けることとすれば、これは、貿易摩擦よりもっと大きな問題でございまして、我々ににとつても非常に大きな将来の不安でございしますので、よろしくお願いいたします。

○**粕谷照美君**　まず、日本の技術者たちがそのことをきちんと位置づけなければならぬという大変厳しい自戒のお言葉、私は胸の中にずしんと受けとめたわけでありませうけれども、そういうプログラム開発の技術者たちですとね、それが昭和六十五年には六十万人ほど不足をする、こういうふうに通産省が言っているという御報告を先ほどいただきました。業界としては、そういう六十万人もということになれば、技術者の引き抜きなどもありまして大変危機感などもあるのではないかと、あるいは、プログラムの発展という意味では非常に問題に残るのではないかとというふうに思いますけれども、今後の技術者養成で、通産省は別としたしまして文部省に対して、どのようなことを期待をされておりますでしょうか。

○参考人(清水洋三君) お答え申し上げます。
御質問の中に、技術者の責任というような意味に当たるようなお言葉があったかと思いますが、ソフトウェアをつくる技術者は、自分の製品といいますが、作品に対して、一般の著作者と同様愛着を持つておるものでございますし、また質のいい技術者は、人のものを盗むというようなことは余りやりませんので、その意味で、技術者教育の中にも、そのような人の苦心したものを無断でまねをするとか、著作権法の精神にのっとった、いわゆる他人の知的生産物を尊重するというような考え方を技術者が持つ必要があるということは言えますけれども、現状問題となっている違反が起こっているのは、技術者の責任では全くございませ

せん。それを業として行おうとする者、あるいは、企業として非常にお金がかかっていながら、一本のソフトを買って数百本のコピーをしてそれで利益を上げているというような、いわゆる社会的なそういった存在でございまして、技術者の責任というのとはちよつと違うと思います。

それから、教育の問題でございますけれども、今申し上げましたように、これからの教育の中で、非常に重要なことは、先ほど申しましたように、例えば子供がプログラムを解くといいますか、プログラムにかぎがかかっております、簡単にコピーできないように。そういうものを解く、まあこれはハッカーといいますが、ハッカーの中には御承知のように、パソコンの通信で軍事機密に介入したり、銀行のコンピュータを動かしたりするような者から、今言ったように、プログラムにかかっているかぎを解いて業者からお金をもらっているというような状況までございます。これは決して子供の責任ではありません。

これに對しまして、やはり制度的に、今度のプログラム登録法もそうでございますが、制度的にやはりプログラムの権利を守るといふ制度の確立と同時に、教育として、やはり知的な生産物、著作権の対象になる無体財産はお金と同様に財産であるので、お金を盗むあるいは人の財産を盗むといふことは非常に悪いことだといふ基本的なことを教えまさんと、今やはりやっております小学校中学校等におけるプログラムの交換などというパティーがそのまま商売になつてきているようなケースもございますので、まさに技術者教育と同時に、ここに関する基本的な考え方の確立といふものをぜひお進めいただきたい。これは情報化社会の中で生きていかなければならない日本の将来を左右する非常に重要な問題でございますので、よろしくひとつ著作権法の精神といふものを、小学校からの教育の中で生かしていただく。特に、学校現場におきましては、まだこの考え方が非常に浸透しておりませんので、ぜひ文部省を初め文化庁、その他の関連の機関、また通産省を

初め担当のところにおかれましてはそのような御配慮をいただきたいというふうに考えております。

○粕谷照美君 先ほどの技術者と言いましたのは失礼いたしました。取り消ささせていただきます。清水参考人には大体十五分時間をとりましたので、次に宮川参考人をお願いしたいと思います。

データベースの問題でございますけれども、データベースの著作権上の問題は生じていないというふうに聞いているわけですが、これも、これはどうでしょうか。

そして、従来の法改正を見ると、いつも事後の後悔にだつたというふうに考えますけれども、今回は、問題が発生する前に一応の歯どめを加えるような法改正をしているというふうに思いますが、それでも、その辺は、参考人はどのように評価をなさっていますか。

○参考人(富川隆泰君) お答えをいたします。

今粕谷先生が御指摘のように、データベースにかかわります著作権法上の権利侵害と解せられる問題が、判例というような形で出てきているという例はまだございません。これは、私どものデータベースサービスが始まりましてまだ非常に時間が浅いということもございますし、それからもう一つは、やはり利用が、現在のところ専門的な情報についての、いわば専門的な技術者による利用、つまり企業でありますとか大学の研究者でありますとか大図書館の情報検索担当者でありますとかあるいは政府の研究機関でありますとか、そういう方々が専門情報を専門的に検索をするという分野にまだ主として限られていますので、そういう意味では、その利用は個々の契約によって、いわば制約を受けております。個々の契約に基づいて利用をしておりますので、私どもの聞いております範囲では、今のところまだそういう深刻な問題は起きていないということでございます。

ただ、二番目の問題でございまして、法律というものが実際の社会現象の後追いであるかどうか

というのは、またこれは別の問題でございますけれども、今回のデータベースを著作権法で保護をするという問題が、それでは問題の先取りであるかという、私ども、必ずしもそのようには考えておられないわけでございまして、従来、先ほど申しましたように、既に昭和五十一年から日本の国内ではデータベースのオンライン利用ということに始まっておりますので、さまざまな利用形態やさまざまな、まあ著作権法的に考えれば権利の処理の問題があり得たんだと思うんですが、それをよくよく著作権法によって法的な裏づけをしていただいたということではないかと思うんです。

ただ、このデータベースの開発と構築とそれからその利用というものは、一方で情報や学術研究の進歩と同時に、それを使います道具立て、コンピュータでありますとか、端末機でありますとか、あるいはパソコンでありますとか、あるいは情報を入れます媒体になります磁気ディスク、それから光ディスク、その他いろいろなものの技術的な進歩が非常に早い分野でございまして、こういう技術的な進歩が早い分野におきましては、やはり余り問題を先取りをして、細かいところまで法律的に決めていくということは、やっぱり全体の発展を考えたときにそれほど得策ではないんじゃないか。そういう意味では、やはり法的な措置としては、基本的な問題を、基本的に合意ができる問題を基本的に決めていくということではないかというふうに思います。

ですから、先取りかということでありまして、今そういう法的な問題が起きていない現状でありますから、先取りと言えないことはないかと思っておりますが、しかし、実際の利用の実態から見ますと、やはり後追いはないか。それから、こういう問題は、余り先取りの問題やあるいは権利侵害のケースを予想して決めることはよろしくないんじゃないかというふうに考えております。

○粕谷照美君 諸外国では、このデータベースを編集著作物と考えて保護をしているようであります。我が国では、データベースの著作物として考

えようとしているのではないかと思います。業界から見まして、データベースを編集著作物から一歩踏み込んだデータベースの著作物と規定することに對する御所見を伺いたいと思っております。

○参考人(富川隆泰君) ただいまの先生の御意見でございまして、データベースは、著作物の特性上、編集著作物によく似た側面を持つてゐることは御指摘のとおりでございまして。

ただ、先ほど最初に意見を申し上げたときにも申し述べましたように、データベースをつくり出すときに、種類は学術情報でありましたり産業情報でありましたり、さまざまなものがあるわけ

でございまして、情報の収集とそれから整理選択というところは編集著作物に非常に似た作業過程を含んでおりますが、その次の、二次情報をつくり、これを機械可読にするためにさまざまなシステムを考へて、その中へこれをはめ込んでいくという作業は、これはデータベース独自の知的な作業ではないか、創作的な作業ではないかというふうな考へておりますので、今回編集著作物の規定とは別に、データベースの著作物としての規定をつくつていただいたというのは、業界としては大変ありがたいことであるというふうに考へております。

○粕谷照美君 では最後に、本法律の改正案では、ディストリビューターの保護が必ずしも明確ではないという御意見も私も伺つてゐるわけでありまして、このディストリビューターの

実情と将来的な保護の必要性などについて、御意見を伺いたい。

○参考人(富川隆泰君) 先ほど冒頭に意見でも申しましたように、データベースは、製作者とそれから流通者、ディストリビューターとは機能が分かれております。おおむね分かれております。分かれていない部分もあります。実際に国内の利用者が、それぞれの端末機で接続をいたしますのは、ディストリビューターのサービス用のセン

ターに接続をするわけです。その意味では、データベースのディストリビューターと申しますの

は、ちょうど高速道路の上で自動車を走らせませ運送事業者と同じような役割を果たしてござい

まして、情報という荷物を最終的なユーザーに、利用者に届ける非常に重要な役割を果たしてゐるのではないかと。情報の生産者、データベースの生産者

とそれを利用する人の橋渡しをしてゐるというふうな考へます。したがういまして、データベースのディストリビューターの権利の確立ということ

は、私どもも業界にとつては非常に大事な問題であるというふうに考へております。

特に、昨年四月に日本電信電話株式会社の法改正をされました、データ通信の分野における民間の参入が認められて以来、数多くの民間のデータ通信事業者が事業を始めてございまして、全国各地へ情報を、データベースを流通させるべくいろいろ努力をしてございまして。そういう意味では、この際、データベースのディストリビューターの著作権法上の権利の確立ということは非常に強く望まれるのではないかとこのように考へて

ますが、ただ、制度的かつ技術的に見まして、まだ事態が始まつたばかりでございまして、流動的な部分も相当にございまして。したがういまして、今回の法改正におきまして、先ほど申しましたように、有線放送の概念とは別に、有線送信という概念と規定を今度は定められたわけでございますけれども、ディストリビューターの実際の活動が今後さらに具体的に

なつていく、事業が発展をしていく状況を見定めながら、有線送信を業とする事業者の地位の確立ということを先に――先にい

うのは今後御検討いただければ大変ありがたい。具体的には、これはいろいろ議論をいたしました

が、私どもも余りはつきりした結論は出せませんでしたけれども、著作隣接権制度の適用を有線送信事業者に認めていただくことができるかどうかというように、将来の法律の、この著作権法の検討をすべき一つのテーマではないかというふうに考へております。

○粕谷照美君 どうもありがとうございました。

それでは次に、山田参考人にお伺いをいたします。

実践を含めて、大変有益な御報告をいただいたわけでありまして、諸外国におきましてケーブルテレビジョンの発展の仕方、我が国にとつて参考になるというところは一体どのようなところがありますでしょうか。

また、通信衛星や放送衛星の利用などがケーブルテレビジョンに与える影響についてお伺いをしたいと思います。

○参考人(山田武志君) お答え申し上げます。外国の問題につきましては、私もそんなに詳しくないので常識的なお答えしかできませんが、先ほど申し上げましたように、特にアメリカにおける通信衛星の発達というのは非常に際立つた問題でございまして。この発達に伴ひまして、HBOその他のソフト供給業者が非常に、極めて短い時間の中に発達をいたしました。これがたゞさんの情報を提供いたしました。これによつて年々、ほとんど倍々というくらいな速度で大きくなつたわけでありまして。そういう意味で、空から情報がおりてくるという力の偉大さというものをアメリカへ参りましてつくづく感じたわけ

です。これに伴ひましていろいろ、これは日本でも法制上の問題も出てまいります。例えば、ハード的に申しますと、いわゆるマイクロ波の使用という

ような問題、電波法のいろいろな弾力的な使用といひますか、そのような問題も出てまいります。それから、先ほどの問題になつておりますソフトの方のいろいろな権利関係との絡みというやうな問題も出てまいります。何よりも一番我々が心配してゐるのは、日本の通信衛星が相当高いものであるというところで、しかも十年くらいの耐用年数と承つております。そういたしますと、一年間における、それをどうやって回収するのかという点が非常に今から心配でございまして。したがつて、その受け皿として、まず第一に挙げられるCATVの大規模化ということが、やはり日本の場合に大きな命題になつてまいります。そういう意味

でございまして、大変有益な御報告をいただいたわけでありまして、諸外国におきましてケーブルテレビジョンの発展の仕方、我が国にとつて参考になるというところは一体どのようなところがありますでしょうか。

また、通信衛星や放送衛星の利用などがケーブルテレビジョンに与える影響についてお伺いをしたいと思います。

○参考人(山田武志君) お答え申し上げます。外国の問題につきましては、私もそんなに詳しくないので常識的なお答えしかできませんが、先ほど申し上げましたように、特にアメリカにおける通信衛星の発達というのは非常に際立つた問題でございまして。この発達に伴ひまして、HBOその他のソフト供給業者が非常に、極めて短い時間の中に発達をいたしました。これがたゞさんの情報を提供いたしました。これによつて年々、ほとんど倍々というくらいな速度で大きくなつたわけでありまして。そういう意味で、空から情報がおりてくるという力の偉大さというものをアメリカへ参りましてつくづく感じたわけです。

これに伴ひましていろいろ、これは日本でも法制上の問題も出てまいります。例えば、ハード的に申しますと、いわゆるマイクロ波の使用というやうな問題、電波法のいろいろな弾力的な使用といひますか、そのような問題も出てまいります。それから、先ほどの問題になつておりますソフトの方のいろいろな権利関係との絡みというやうな問題も出てまいります。何よりも一番我々が心配してゐるのは、日本の通信衛星が相当高いものであるというところで、しかも十年くらいの耐用年数と承つております。そういたしますと、一年間における、それをどうやって回収するのかという点が非常に今から心配でございまして。したがつて、その受け皿として、まず第一に挙げられるCATVの大規模化ということが、やはり日本の場合に大きな命題になつてまいります。そういう意味

で、その間における、横たわっている一つの難関でありました著作権の問題等が逐次解明されていくということは大変ありがたいことだと思つてゐるわけでありました。

衛星についての御質問でございましたが、あわせて申し上げたと思いますが、その程度の知識でございませう。

○粕谷照美君 どうもありがとうございます。

今度CATV事業者にもレコードの二次使用料の支払い義務が課せられることになってゐるわけですが、CATV事業者は、こんなことを言う失礼になるんですけれども、零細なところが多いということを伺つておりますが、そういう支払いに耐えられるのかどうか。お隣に芸団協さんがいらつしやるんでお答えづらいかと思ひますけれども、いかがですか。

○参考人(山田武志君) CATVの中で、先ほど冒頭で申し上げましたように、大変零細な部分もございませうが、業としてやつてゐる仲間としては、もう相当経営的にも確固としてゐるものが相当できてきております。したがって、いわゆる共同視聴というようなレベルになつてまいります。これはなかなか目が見えませんが、特に届出の五百以内という非常に小さな規模になつてまいります。これはなかなか詳細な目を届かせるというところは難しい仕事になつていくかと思ひますが、ただ、いわゆる自主放送というようになことを実際に進めて、今の二次使用というような問題に関連してくる仲間というのは、実はそうたくさんあるわけではございません。我々としては、従来、社団法人になる以前の任意団体の時代から、この著作権に関する注意をいたしまして、こういうことはお互いに戒めてまいりました。そう極端な異例事項はなかつたように思つております。権利が発生すると同時に義務を負ふことは当然でございますから、これは仲間内で戒め合つてしっかりと守つていきたいと思ひております。

○粕谷照美君 山田参考人が、地方の都市が情報

の受け手としてばかりじゃなくて、情報をつくり出す主体にならなければならぬということでも活躍をされていらつしやるわけでありませうけれども、これは加入者にとりまして、結局お金の問題があるかと思ひます。それぞれ大きいところ、小さいところいろいろあるわけですから、加入料金などというものの差もあるかと思ひますけれども、大体どの程度のお金を必要とするのでしょうか、各家庭におきまして。あるいは事業所といひますか、このCATVテレビジョンの事業所ではなくて、そういうニュースを受け取つてゐるような事業所ではどのようなものになつておりますでしょうか。

○参考人(山田武志君) これは大変千差万別でございませうけれども、私もがいわゆる自主放送をやつてゐるレベルの仲間ですと、大体、加入する場合に五万円前後の加入金をちやうだいたす、これは加入契約料でございませう。私もはそれによつてその地域のエリア構築をいたす、まあ言うならば工事代でございませう。それから、日常の運営のためには月々大体千円から二千円ぐらいの間の幅であらうかと思ひますが、利用料をちやうだいたいたします。これによつて我々のいろいろな諸経費をそれに充たせるわけで、いわゆる経営でいいますと売り上げに該当いたします。我々はその範囲内で仕事をしております。私が、私どもの実例でいいますと、現在加入契約料は四万五千円、それから月々千六百円をちやうだいたいたしております。どうやら、何となく地方におけるミニコミ誌の月々の購読料と比較をされるようなことになつてまいりました。これは別に理論的な根拠があるわけではなくて、一つの相場づくりというやうな形であらうかと思ひますが、私の場合ですと、千六百円掛ける二万九千戸という数字を月々いただいてまいりますれば、企業としてきちんとはこれは減価償却も完全に行ひまして、なお法人税も何がか納めるといふ状態になります。

それから、四万五千円掛ける戸数というのは一

つ大きな問題がございまして、現在、私もはこれで同軸ケーブルによる単方向の放送のシステムの仕事構築をいたしております。大体それはある程度の密集度があれば計算が成り立つわけでございます。そこまで日本のハードウェアもこなれてきたと申しますか、という感じがございませう。ただし、最近いわれてきてゐるやうないわゆる双方向通信とか、非常にグレードの高い設定をいたしますと、これはなかなか四万五千円では到底上りません。それから、私もはいいまして、密集地域はそれでいけますが、周辺地域の、特に農村地帯、まあ悪い言葉ですが過疎の地帯へ行きますと、非常にこれがまた一戸当たりかかります。

この辺が経営上は大変なことではございませうが、まあ大体そんなことで、公共的な性格を持ちつつも、経営と成り立たしていくやうなあたりには非常にバランスのとりの難しさはございませうけれども、それぞれ経営企業でございませうから、自衛という意味も一生懸命考えながら、その辺のバランスをとつながらやつてゐるというのが実情でございませう。

○粕谷照美君 では、隣接権条約に日本は加入をしていないわけでありませうけれども、この隣接権条約には、CATV事業者は規定をされてゐないわけですから、条約加入に支障を来さないだらうかというところを考へるのですが、また現在、放送事業者からの合意が得られないということもあつて未加入になつておりますが、事業者として、この条約加入についてどういふやうな御意見をもちこたひますか。さらに、将来この条約を改正してCATV事業者の保護を図つていくべきではないかと、こんなことも考へるのですね、参考人はどのようなお考え方をお持ちでございませうか。

○参考人(山田武志君) この国際間の問題につきましては、実はまだ勉強不足でよくわかりませう。それ以上のちよつとお答えがいたしかねます。

○粕谷照美君 先ほど、CATVを通じて放送大

ましたけれども、放送大学の授業だけじゃなくて随分教育問題で取り組んでいらつしやるというお話も伺つてゐるわけですが、そういう実践についての御報告をいたしたいと思ひます、現況を。

○参考人(山田武志君) 実は、テレビピア問題がございまして、その中で既に計画として考へてありますのに三点ございませう。一つは中学生に対する基礎教育の問題でございませう。もう一つは専門的な技術教育の問題でございませう。

第一点は、先ほど申し上げましたとおり既に活動を開始してございませう。第二点につきましては、既に二年間、これは中学生の進進退退、おくれである子供に対する数学と英語に対する教育講座を開設いたしました。これは岡谷市という市の教育委員会とのタイアップでやつております。この地域にありませう四つの中学から専門の先生方に出ていただきまして教材をつくりませう。教材の重点は、進学目的ではありませうけれども、中学生が学業の中で立ちどまつてしまつてしまつて、例えば数学でいけば分数というやうなところを徹底的に一年かけても教へよう。それによつて、子供が学校に対する登校拒否とか、いろいろなやうな問題の起る要因の一つを何とか応援しようじやないかという試みでございませう。これに對して、地域の方々が程度の経済的な応援もしてくださつたり、それから教へるのは塾の先生の中で一番老練な先生がこれを教へております。これを私もものスタジオで撮りまして、週二回でございませうが、数学と英語それぞれ一回ずつでございませうが、あとの四日のウィークデーも、朝の時間とか夜の時間とかを使ひまして放映をいたしおります。ただ、これ実施して非常に難しいと思ひますのは、私もは一つの利益法人でございませうから、どのくらいまで立ち入れるのか、その辺がなかなか難しいやうでございませう。今、市に對して、何とか公の立場でやつてもらえないか、例えばスクーリング

というように、子供たちが放課後でもどこかへ行つて楽しみながらそれを見ながら勉強できるという方法がとれないのであるとかというような話を進めておられますが、なかなか進展いたしていません。問題は、やっぱりテレビで見るといふだけでなくて、先生との人間的な交流の中でそれが育ていかないやいなやというあたりが難しいことだと思つておられます。いずれにしても、もっといい状況に進めてまいりたいという努力でございます。

それから、もう一つの技術教育に関しては、テレビの計画が進展いたしますと、特にエレクトロニクスに関するハードウェア、ソフトウェア両面の専門的な講座をCATVを使ってやりたいという話がありまして、これは割合地域の事業会社の方からも要請がございまして、余り遠くないうちに実施に入りたい。その三点を、教育としては考へております。

以上でございます。

○粕谷照美君 どうもありがとうございます。では次に、小泉参考人にお伺いをしたいと思います。

昭和四十五年の委員会で、著作権法改正に係る附帯決議の中に、実演家の人格権の保護について考へるべき云々というくだりがあるわけですが、でも、それから十五年経過した現在、いまだに実演家の人格権は保障されないと先ほどお話しがございしましたが、この隣接権条約に日本がまだ加入していないことについて、もう少し詳しい御意見を伺いたいと思います。

○参考人(小泉博君) 実演家の人格権の保護という問題にしましては、この参議院の文教委員会、昭和四十五年の四月に、著作権法案に対する附帯決議として、「著作隣接権の保護期間の延長及び実演家の人格権の保護問題等について、早急に検討を加え、速やかに制度の改善を図ること。」という附帯決議をつけていただいたわけなのでございすけれども、その後、この問題は何となく立ち消えになったまま今日に及んでおります。

す。

実演家の人格権というのはどういふことかといひますと、これちよつと映画の著作権のことをお話ししないといふからなないかもしれませんが、著作権法の中で、実演家、要するに俳優などは、映画の著作の例示の中に入っていないんです。そのために、著作として認められなかった。ただ著作隣接権者として認めるという形になっておりまして、その場合に、著作権者として認められないといふことは、当然、それに伴う著作権と同時に人格権といふものもまた認められないといふことになるわけでございます。映画の場合には、作者の例示として、「監督、演出、撮影、美術」というのが入っております。そういう人たちは、第二十九条で著作権が映画製作者に自動的に付いてしまふのでございすけれども、しかし、著作権にかかわる人格権といふものは残つております。そのために勝手な改変が許されないうです。

同一性保持権といふのがございす。これで現在一番問題になっているのが、先ほどちよつと私がお話ししたカラオケビデオの問題なんです。私が、私も劇場用の映画に出た映画を、四、五年ぐらい前からカラオケビデオといふものがあるメジャー系の会社の映画がどんどん流用されておりました。そこでは、例えば大川橋蔵さんであるとか里見浩太朗さんであるとか、あるいは三船さんの映画も私は見ました。そういう方たちが一生懸命お芝居をしたものが、ばらばらにされまして、そして、その映画とは関係のない歌のバックにそれが映されて、そこに歌詞が流れるといふことで、それを酒場で見ながら、皆さんよく御存じと思ひますけれども、その歌詞を見ながら歌う、そのバックにその映像が使われてしまつてゐる。

このことは、これは私たちにとりましては、最初に出演を約束した映画ではないといふことで、我々がそれを見ておきますと、一生懸命俳優さんが芝居をしているにもかかわらず消されていくといふのは、これは非常にみづみづな感じがいたします。それを見て、大体酔っぱらつたお客さんが、ああ橋蔵が出てきた、浩太朗だとか言いながら、いい気持ちになって歌つてゐるのを見ますと、もう私もちよつと何かいたたまれないような気持ちになりまして、本当にいやな気がする。

この問題に関して、その辺の実演家の心理を製作者の方たちがどういふふうにお考えになつてゐるのかわかりませんが、とにかく、もしその例示の中に俳優とか演技といふものが入つていたならば、その人格権だけは認められたわけでございます。しかし、残念ながら、これは世界的な傾向でございまして、ローマ隣接権条約の中でも、この映画の著作権に関しては、第十九条でそういうものを認めないといふような形になつております。日本はまだ条約に入っていないのでございすけれども、しかしそれによつてた扱いをしておりまして、この辺のところは私たちが今後どういふうな運動を展開していったらいいのかわからないうのですが、映画製作者の方たちとちよつとわらない話し合ひをして、少なくともこの人格権の保護という問題は主張してまいりたいといふふうに考へております。

○粕谷照美君 一つ一つ思い当たることごとくさんありまして、本当に申しわけないことを私たちが平気でやつていたものだなと思ひながら今お話を伺つていたわけなんです。

どうしていいかわからないと、こういうふうにおつしやいましたけれども、やっぱり実演家の権利保護に関して著作権法上の課題といふのはまだそうするとたくさんあるといふことになるかと思ひますが、具体的に、今一つお話をいただきましていただいても、もう少し挙げていただくと大変ありがたいと思ひますが。

○参考人(小泉博君) 具体的に、人格権の保護という問題でございすね。これはやはり、そういう著作権法下におきましては、最初の出演時の契約でもつて将来考へられるあらゆる利用についてのことを取り決めておくといふのが一つの方法であらうといふことでございす。

要するに、最初の契約をうんと大事にしろといふことだろふと思ふんですけども、しかし、まさかカラオケビデオなどというものが生まれてくるなどといふことは、十年も二十年も前に私どもは全く想像もしなかつたところでございまして、そういう想像もしなかつたような事態が起きたときには、事情変更の法則とか——私法律のことよく知れませんが、裁判を起して、そういうことをやつてはいかぬと、そういうことを契約した覚えはないといふことで訴訟を持ち込むことでそれをやるというところはできると思ひます。しかし、日本の芸能界の実情といふものを考へていただいたときに、私もがそういう形で製作者と争うということが実演家にとつてどんな大変なことであるかといふことは、またおわかりいただけると思ひます。アメリカのように、組合の力をバックにしていろいろと取り決めを行つていくといふ、いわゆる契約精神、それからユニオンの思想といふものが発達している国ならばまた結構なんですけれども、現在の日本では、まだまだそういう慣習ができていないといふのが残念ながら実情でございす。何とかそういう形にいつかは我々も考へて、きちんとした契約のもとにルールづくりをしていかなければならないうといふふうに考へております。

○粕谷照美君 訴訟に持ち込む以外にないとおつしやつたけれども、訴訟に持ち込めばその次はもう仕事が出来ないと、逆に言えばそういうおそれもないわけじゃありませんから大変難しい問題だといふことはよくわかりました。そうすると、何かの条件といふものを整備しなければならないうことが考へられますね。

さて、その次にございすけれども、複製機器などへの一律の賦課金を課した場合に、著作物の複製以外の目的で購入するものはどのように対処したらよろしいかといふ問題があるかと思ひます。私などは全然レコードをテーピングするなんといふことはしないわけでありすね。それとも一つは、芸団協に入つていらつしや

らないアウトサイダーがいるわけですが、そういう方々に対するこの配分というものは、一体どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○参考人(小泉博君) 複製機器への賦課金の問題でございますけれども、私も、外国でその賦課金を徴収している団体、それを複製には全く使っていない、例えば音楽の録音とか芸能の録画には使っていないんだということを証明した場合には、その分を割り戻すというふうに聞いております。そういう方法をとっているというふうには聞いております。ですから、それを証明できるかどうかという問題であるかと思うんです。さもないければ、これは販売した時点で、そういう複製をするおそれがあるところ、その辺は法律上どういうふうなところを踏み切るかという問題だろと思うんです。ですから、そういう可能性に對しての一つの賦課というのを考えて、それがそういうものに使われるのではないということが証明されたときにはそれを戻すというふうな考えでいるのではなからうかと思ひます、外国においてはですね。

それからもう一つ、複製の賦課金についての御質問、どういふ御質問でしたか、済みません、もう一度ちょっと伺わせていただきたいと思います。

○粕谷照美君 著作物の複製以外の目的で機器を購入する、あるいはテープを購入するという方もいらっしゃるわけですね。一律にかけましたら、その人は大変、何というんですか心外な賦課金を課せられることになるわけですが、その点についてどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○参考人(小泉博君) 答えします。その問題は、ですから今お話ししたように、絶対に複製しないんだということが証明された場合には、割り戻すということでございます。それから、あとはアウトサイダーの問題でございますでしたね。どうも失礼しました。

芸団協に入っていないアウトサイダーにどういふふうな配分するかという問題でございますけれども、この賦課金というのは、個人に分配するお金ではないと思ひます。ということは、その芸能に参加した個人にどういふふうな配分していいの、かという問題ではなからうと思ひます。これはちやうど商業用レコードの二次使用料において、機能的失業部分というのがございまして、それに対する補償という考え方が立法精神としてあるわけでございます。その場合には、その部分は全体の芸能人のために使うというふうな形になっていくわけですね。ですから、これは外国においては、どういふふうな配分をしているのか残念ながら正確には私知らないですけれども、日本の場合には、そういうものが入ってきた場合には、これを個人個人に分配するということはまずできないのではないかと。業界といひますか、我々芸能人のそういう団体でもってそれを全部の芸能人のために使う、あるいは芸能界の発展のために使うというふうな形でそれを使用することになるのではないかと。いふふうに思ひます。

○粕谷照美君 では、最後にもう一つお願いをいたします。

去年、貸しレコード問題は決着したというふうな私どもは考えておりました。その使用料につきまして、いい感じで進んでいきたと、こう思つたんですが、つい先日新聞を見ましたら、レコード会社と貸レコード商業組合との間にやっぱり問題が起きて、訴訟が出ているようであります。そして、特定の新聞の貸与禁止の仮処分ということが裁判所に出されているわけですが、芸団協としては、一体この点をどのようにお考えになっておられますか。

○参考人(小泉博君) レコード会社との間のトラブルに関しては、私どもの方としては、どういふふうな考えるかという意見はちよつと差し控えておきたいと思ひます。我々芸能人の団体との間では、商業組合との間

でのトラブルは全然起きておりません。

○粕谷照美君 どうもありがとうございます。

○山東昭子君 既に参考人の皆様方からいろいろポイントをお聞きいたしました。もう本当に伺い尽くしたというふうな感じがするのでございまして、一部お伺いをしたいと思つております。

まず、清水参考人にお伺いしたいのでございまして、先ほど、これからは技術者が六十万人ぐらい不足するであろうというふうなことをおっしゃいましたけれども、情報化社会といふもの、これからどんな発展をしていくわけでございますけれども、また、それによつて技術者になつてほしいという人たちが多くなつてくるのだろと思ひます。そういう意味で、技術者養成について、あるいは技術者自身について、こういうことを望みたいんだというふうなことがございまして、お聞きしたいと思います。

○参考人(清水洋三君) 技術者が六十万人あるのは六十五万人不足する、これは非常にプログラムのソフトウェアといひますか、コンピュータの普及が広まると、ますます開きというものは大きくなりまして、ある論によりますと、アメリカではもう既に家庭の主婦であるとか、あるいは囚人等の人をプログラマーに教育しているというふうなケースもありまして、また、一つの考え方では、人口全部がプログラマーになつても足りないんだというふうな説もあるくらいでございます。この場合に、現在、通産省を中心に、ただ単に人を、不足をほかの分野から移していくというんではなく、全体的にプログラマーが足りない、これを、情報化がますます進む中で、この需要をどう満たしていくかという観点から技術者教育の問題を取り上げなければいけないんじゃないか。それには先ほどちよつと触れましたように、いわゆるプログラムの生産性を高める、これは通産省を中心に進めておりますシグマ計画というように、つくるとプログラマー・ツールというのがある、いま

して、プログラムをつくるためのいろいろなソフトウェアのツールがございまして、それをみんなで共用できるようにやっていくという計画で生産性を上げる。

それからもう一つは、技術者教育の面で、例えば、共通一次試験と同じ人数の二十万人に近い人たちが、プログラムの情報処理技術者試験というものを受けておりますけれども、これが一つの標準になりまして、既に企業では技術者の養成の技術的な標準といひますか、基準をこの試験制度によつて受かった人をそれによつて認めるというふうなことが慣習化されまして、かなり確立しております。

そのほか技術者養成のものがございまして、最も大切なことは、質を上げた人が一台のコンピュータのためにソフトウェアをつくらなければならない。ですから、非常に優秀なプログラマーが、何万、何十万のコンピュータのために一つプログラムをつくらなければならないという状況がございまして、これが現在私どものソフトウェア・パッケージ、ですから、そういう意味で技術者としてあつたらうかと思ひます。特に必要なことは、そのような優秀な技術者が、ただ単に専門家から出てくるだけではなくて、例えば大学の先生であるとか、あるいは非常に優秀な中学生とか高校生でも、大変ベストセラーになつていふようなプログラムをつくらうという人もありますから、そういう人たちの能力も十分に活用していく。現実を知り合ひの方で、歌舞伎の横笛を吹いている非常に名人の方ですが、この人はパソコンに関しては非常に詳しいし、また普及の本もいひます。こういうふうな方もまた活用していく必要がある。

ですから全部をプログラマーに、必要人員だけ教育していくことだけではなくて、総合的に、国全体としてプログラムの生産性の向上を図

る。教育のそういうカリキュラムをきちっとしたものを立てる。それから今のように、優秀な人が多数の人のためにプログラムをつくり、また、それが権利を保護されて、そういう人たちがどどんプログラムを書くという意欲が出るように制度的にバックアップをする。同時に、今計画されておりますような小学校から高校までのコンピュータの普及につきましては、非常に御理解を、特に文教委員会の皆様方には御理解をいただいて、コンピュータは新しい言語である、ですからひとつ言語を習うように学校でもそれを習うというような制度的なものがありまして、つまり、特殊としての、職業としてのプログラマーだけじゃなくて、国民の素養としてコンピュータを簡単に動かせる、またそのようにコンピュータも易しくなっておりますので、その中で解決していくという、総合的な情報化に対する技術者養成ということが各層において行われる必要があるのではないかとこのように考えております。

○山東昭子君 ありがとうございます。

次に、宮川参考人にお伺いしたいのでございますけれども、データベースといつても、株価情報、科学文献、いろいろなものがあると思っておりますけれども、とにかく膨大な情報を蓄積をしている中で、情報提供者というものが故意に誤った情報を流したり、それによって利用者が大きな損害をこうむるというようなケースもあると思うんですけれども、その間にあって情報提供者と協会、そしてその利用者、そうしたものの間ではトラブルみたいなものが過去においてあったのかどうか、そしてまた、どのように解決をされてきたのか、ちょっとその辺のところをお伺いしたいと思います。

○参考人(宮川隆泰君) ただいまの山東先生の御質問でございますが、データベースの中に組み込まれておりますさまざまな情報の中に、万一瑕疵が、誤りがあった場合ですね、流通者はそれに対してどういう責任を負うか。また、それを知らずして利用した利用者に対してはどういう損害を償

うべきかというような問題だと思っておりますが、私どもの協会の方で聞いている限りでは、国内で、故意に誤った情報をデータベースを通して一般に配布をするというようなケースは、聞いたことはございません。それから、通常の契約の中に、万一もとのデータベースに欠陥があった場合に対する利用上あるいは流通上のどうすべきかという規定がある場合がございます。その場合には、最終的には、もしもそのデータベースの情報の中に誤りがあれば、それはプロデューサーが責任を負う。それから、流通のプロセスの中で、誤った情報が利用者へ届けられた場合には流通者が責任を負うということかと思っております。

私が実際にぶつかりました事例を一つ申し上げますと、ある科学技術の実験を記述をいたしましたデータベースがございまして、そのデータベースが一般に利用可能となった後しばらくしてからそのプロデューサーから通知がありまして、これこれこれこのデータベースの中に入っているこういう情報の中に、文献の中に記載をされているところの実験をその条件のとおりに行いたしますと、実験者が、場合によっては視力に障害が起る可能性がないとは言えない、そういうことが最近わかったのだ、これこれこれの特定の文献の中にある実験をこのとおりに行わないように利用者に通達をしてほしいと、そういう御要請があったことがございました。その場合に、最終的にエンドユーザーが日本国のどこにおられるかということがわからないわけでございますから、私どもは、流通者の責任として、全国紙にそういう記事広告を載せまして、こういうデータベースを使つてこういう情報を使つて実験をされる方があったら注意してほしいということを通知をした記憶がございます。

そういうことがございますので、そういうデータベースの利用にかかわるいろいろなそういう問題点というものにつきまして、今後データベースの利用が広がるにつれて、やっぱりいろいろと事前にそういうことを防ぐ措置をとっていか

なきやいけないのであらうと思っております。私どもの協会の中で、今年度、業界のサービスにかかわる倫理綱領をお互いにつくつて、こういうことは守つていこうじゃないか、こういうふうにしようじゃないかという綱領を今検討をしております。そういう形で、業界の方もお互いに注意をしながらそういうサービスを広げていきたいというふうな考えております。

○山東昭子君 続いて山田参考人にお伺いいたします。

現在、CATVでいろいろな番組を制作していらっしゃるわけでございますけれども、教育番組について、先ほど放送大学との提携みたいなことを、いろいろアイデアがあるとおっしゃっております。いろいろアイディアがあるとおっしゃっておりますけれども、やはりCATVの特色というものを生かしたような、何か特別な教育番組みたいなものを現在お考えになっていらっしゃるのかどうか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○参考人(山田武志君) 先ほどお答え申し上げました範囲が、今具体的に考えている範囲でございます。

ただ、将来、例えば衛星等とのタイアップの問題が出てきますと、もっと幅の広い専門チャンネル的なものができてる可能性があるということにはありますので、むしろこれは外から受けるソフトということにならうかと思っておりますが、自社の場合にはなかなか、教育の問題は非常に難しい面がございますから、特に義務教育に関しては非常に慎重に取り組む必要があるかと思っております。これは教育委員会その他よくお話し合いの上で進めなきゃいけないということで、その中で割り出したのが、これは三年ほどかかりましたけれども、先ほどの中学の問題でございます。現状ではそれと、あと、これから始めようとしております企業とタイアップしての技術教育の問題が当面取り組む問題と思っております。

○山東昭子君 先ほど、大体十九時間放送しているらしいということでございますけれども、

視聴者ニーズの問題であるとか、あるいはスポンサーの問題であるとか、いろいろ問題はあろうと思うんですけれども、最も御苦労していらっしゃる点はどんな点なのか、伺いたいと思っております。

○参考人(山田武志君) 自主放送という面と考えるとよろしゅうございますか、苦勞しているという点は。

○山東昭子君 はい、それで結構でございます。

○参考人(山田武志君) やつぱり一番難しいことは、視聴者ニーズをいかにしてつかむかということであろうかと思っております。特に我々の場合には、隣のおじさんであったり、親戚の人であったりというのが見ているわけでございますから、そういう非常に狭い地域の中で、人間関係を通してながらそのニーズをつかんでいくというあたりがCATVがやらなきゃいけないことであるだろうと思っておりますし、そのよさだらうと思っております。そんないろいろな手段を駆使して、何を視聴者が考えておられるのかというのをつかむの一番苦労しております。そういう意味でも、CATVの場合には、経営者も社員も地元の人であるべきだというのが私の持論でございます。

整いませけれども、そのあたりが一番気を使っておる点でございます。

○山東昭子君 最後に、小泉参考人にお伺いしたいと思っております。

現在、芸団協に所属をしている実演家の年収は、上は何億という人たちがいるんでしょうけれども、いわゆる本当に恵まれない実演家の方たちの年収は今どれくらいでございますでしょうか。

○参考人(小泉博君) お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、芸団協は五年に一回ずつ芸能人の意識と生活実態調査というのを行っております。それによりまして、芸団協に加盟している皆さんの年収を平均いたしますと、大体芸能生活二十年ぐらゐの経歴の方が多くんですが、そして平均年齢が四十六歳ぐらゐで、これは昭和五十九年の調査ですけれども、三百二十三

万円というのが平均でございました。これはその個人の収入でありまして、世帯の平均になりますと、それからまた大分上るんですけれども、ということとは、やっぱり奥さんなり何なりが共稼ぎをしているケースが非常に多いということがそこに浮き彫りにされているのじゃないかと思えます。また、平均年収二百万円以下という、そういう部分が非常に多いということでございますね。二百万円以下の人が四〇％占めているという結果も出ておりました。

これは芸能という一つの性格上、上から下まで非常に大きな格差があるというのがある程度やむを得ないことなのかもしれませんけれども、しかし、芸能というのは、トップだけで存在することはまず不可能でありまして、やっぱりそれを支える非常に大きな野の部分というのがなければそのトップはあり得ないというふうに思いますので、幅広く広がった野の部分を、その生活や何かをどう守っていくかというのは、芸団協としては非常に大きなテーマではなからうかと思っております。

○山東昭子君　そういう意味で、なかなか実演家の意識というものがいろいろ格差があつて、それをおまとめになるというのは大変御苦労なことであろうと思ひますけれども、先ほど外国の団体との交流があるというところを、先ほどお話ししたけれども、具体的に、どのような問題について話し合っておられるのか、それを伺つて終わりたいと思ひます。

○参考人(小泉博君)　一番端的な例で申し上げますと、先ほどお話ししました商業用レコードの二次使用料、これは隣接権条約に入りますと外国の実演家にもそれをお渡ししなきゃならないということになるわけですね。この場合に、隣接権条約に入つた場合、お互いの国同士でその徴収したお金をそれぞれの国にとどめて、その国の実演家のために使つてもよろしい、あるいはその国から実演家が訪ねてきたときの便宜のために使うとかというふうな取り決めがございまして、これを我々

の間では簡単に二国間の双務協定というふうに言つておられますけれども、これも一つの形ではなくて、一部分は送らなくては行けないとかといういろいろな形があるんですけれども、芸団協はそういうような取り決めに、隣接権条約に入つたときに備えて、今、ヨーロッパで七カ国、それから南米の方で六カ国、合計十三カ国とそれを結んでおります。これは、その国々の徴収団体と、現地に参りましてそういう協定を結んだということでございます。

そのほかに、実演家のいろいろ保護の問題についての情報の交換などを行つていられるんですが、そういう問題も含めて非常に交流が活発になつてまいりました。例えば大きな音楽家の組織でFIMという組織がございまして、また、FIAという俳優組織がございまして、アクトーでございまして、FIAと、それからFIMという音楽家の組織がございまして、これに芸団協がそれぞれ、FIMの方には芸団協傘下の音楽家ユニオンが密接な交流を持つております。それからFIAの方には日本俳優連合という俳優の団体の方が加盟しているというふうなことで、これが世界的にあちこちで会合を開くときにはそれに代表を送つて参加するというふうなことで、その国々の実演家に対するいろいろな問題点を情報交換を行つていられるというふうなことがございます。

それから芸団協としまして、EC共同体で、これは我々としては非常にうらやましいことなんです、が、実演家の権利ということについて、ベルギーのある法学博士にそれについての研究を委託しまして、ECの実演家の保護に関する共同体法案というふうなものをこしらえたわけでございます。その翻訳を、私たちがその教授と相談いたしまして、ぜひ出版してほしいということ、芸団協の方でその本を出版している。これはやっぱりECというのがそうやって自分たちの地域の中の実演家を、お金を出してそういう研究をさして、どうやってその権利を守つていったらいいのかというふうなことをやっていると、これは非

常にすばらしいことだなというふうに思います。そういうふうな交流もしているわけでございます。○山東昭子君　ありがとうございます。○高桑栄松君　私は、私に近い席の方から先に質問をさせていただきたいと思ひます。小泉参考人からいろいろお話を承つて、なるほどと思うことがいっぱいございました。しかし、いろいろ伺つていられるときに考えましたのは、法案と関係ないことを伺うんですけれども、要するに、実演家の皆さんの福祉ということがすべての原点にあるのだらうと、こう思つて伺うんですが、芸団協というのはユニオンではないわけですね。私、よく知らないんですが、この間プロ野球のところユニオンができていろんな物議が若干あつたようでありまして、芸能の団体の傘下では、ユニオンはあるんですか、いかがでしょう。○参考人(小泉博君)　はい、ございます。日本音楽家ユニオンというのがございまして、これは労働組合でございます。○高桑栄松君　そうすると、年金やなんか、それから災害補償等々は、音楽だけだったら困るんではないかと、お芝居とか、そういうのもみんなユニオンがあつての話でしようか、どうでしょう。今災害補償なんかの話も出ましたね、それから年金とか。○参考人(小泉博君)　そういう問題は、別にユニオンという形ではなくても、我々団体として十分取り組んでいける問題というふうに考えております。

例えば俳優の場合ですと、歌舞伎の方は社団法人日本俳優協会、それからマスコミの方ですと、事業協同組合の日本俳優連合というのがございまして、これはやっぱりきちんとしたそういう事業協同組合でございまして、マスコミに關係する問題については、その企業主なりあるいは事業家ときちんとテーブルに着いて話を詰めるということが可能なのでございます。ついせんだけれども、俳優連合としましては、ある放送局で出演俳優が仕事中に足をけがしたんですけれども、補償が本当の涙金にすぎないということで、その問題を取り上げて、額を約倍ぐらゐに増額したという実績もございまして、そんなふうなことで、特にユニオンという、労働組合でなくとも交渉団体としてそういう力を發揮しているところもたくさんございまして、また、例えば演芸家の皆さんというのは非常に結束が固くて、何か問題が起きますと、仲間内できちんと、非常にうまく解決をしているというふうな例もあるようでございます。

○高桑栄松君　それでは、法律關係のことなんです、が、双方向通信サービスというものがこれから非常に盛んになるだらう、発達する一つの大きな分野だと思ふんですけれども、そうすると、商業用のレコードなどがどんどんこれに使われていくということ、二次使用料というものはCATVまでは拡大されたが双方向通信サービスは今入っていないようでございますが、芸団協としては、これが払われた方がいいんじゃないかと思ふんですが、いかがですか。○参考人(小泉博君)　もちろん払つていただくようになるのがありがたいんですが、さうすれば、ただ、今度の改正案でやつと有線送信という概念ができて、その有線送信を業とする者が双方向の、要するにニューメディアというものを駆使して双方向のサービスができるという状態ができるんだと思ひます。現在は、まだ有線送信を業とする者という一つの位置づけが著作権法上なされておられないので、それがされた時点で今回の有線放送業者と同じように権利を獲得すると同時に、そこに義務が生ずるという形で、有線送信を業とする者から二次使用料を払つていただくというふうな形になるのではないかと思います。

当然、双方向のそういうサービスの中で、リクエストに応じて商業用のレコードが使われるというケースはたくさんあるというふうな考えられるわけでございますから、本当はその部分をあらかじめ考へて、今やつておいていただいてもよかつ

たというふうなことをやっていると、これは非常にすばらしいことだなというふうに思います。○参考人(小泉博君)　ありがとうございます。○高桑栄松君　私は、私に近い席の方から先に質問をさせていただきたいと思ひます。小泉参考人からいろいろお話を承つて、なるほどと思うことがいっぱいございました。しかし、いろいろ伺つていられるときに考えましたのは、法案と関係ないことを伺うんですけれども、要するに、実演家の皆さんの福祉ということがすべての原点にあるのだらうと、こう思つて伺うんですが、芸団協というのはユニオンではないわけですね。私、よく知らないんですが、この間プロ野球のところユニオンができていろんな物議が若干あつたようでありまして、芸能の団体の傘下では、ユニオンはあるんですか、いかがでしょう。○参考人(小泉博君)　はい、ございます。日本音楽家ユニオンというのがございまして、これは労働組合でございます。○高桑栄松君　そうすると、年金やなんか、それから災害補償等々は、音楽だけだったら困るんではないかと、お芝居とか、そういうのもみんなユニオンがあつての話でしようか、どうでしょう。今災害補償なんかの話も出ましたね、それから年金とか。○参考人(小泉博君)　そういう問題は、別にユニオンという形ではなくても、我々団体として十分取り組んでいける問題というふうに考えております。

たんじやないかと思うんですけども、ただ法的な地位がまだ決まっていなくて、やつぱりちよつと義務だけ課すわけにはいかないということだろうと思ひまして、我々としては納得してゐるところでございます。

○高桑栄松君　そうですね。せつかく「有線」というのだから、お金がある「有線」の方がいいんじゃないかと思つたわけであります。

それでは次に、山田参考人にちよつと伺いたいと思ひます。

私の所属はこの文教委員会でございます、教育放送については何人かの委員の方から御質問があつて、私も大変関心が深く、なるほどと思つて興味を持って伺ひましたが、普通ですと、視聴率というのが非常に問題になるわけで、視聴率を追つてスポンサーがつくとかつかぬとかどうとかあるわけですが、有線の場合には、視聴率は関係なくやれるということかどうか。

それから、教育放送というものはためになると思つてやつておられるわけけれども、視聴率はどうかなんだろうかということがちよつと気になつたんですけれども、いかがでしょうか。

○参考人(山田武志君)　もちろん視聴率は極めて重要なことでありますけれども、私どもは、例えばNHKさんや民放さんがおつしやるような視聴率は、若干感覚の違ふ受けとめをいたしております。というのは、非常に限られた地域内の人たちに見ていただくという意味で、したがひまして、極端な例を申し上げますと、例えば選挙の開票速報などをいたしますと、多分一五〇%ぐらいの視聴率になると思ひます。これは完全に地域を押さえます。私どもが正確も決めますし、そういう形で地域内のことをいたしますから。

また、昨日まででありました、地域で御柱という大きな、七年に一遍のお祭りがあつたわけでございますが、ビデオ・リサーチの調査を正式にしていたいただきましたところ、四月の第一回が八九%、二回目が九八%、昨日までの数字が――昨日のはまだ出ておりません、そのしばらく前にやりました

たのが九二%という数字が出てまいりました。これは一般的な概念からいうと大変おかしいふうにお受けとめかもしませんが、地域放送においてはこれはあり得るわけでございます。つまり、土地の人たちのニーズにびつたり合ったものをやれば必ずそのくらいは上がるというふうな確信をある程度持つております。

それから、教育放送との関連は、実は大変難しいうございませう。二年ほどやつてまいりましたが、これがどういう受けとめであるかということはいわゆる送りつばなしの放送では非常につかみにくい、その辺の問題が発生してまいりました。先ほど申し上げたようなスクーリングとか、そういう一つの反応を見る意味でもそういうことが必要であらうというふうなことを考えておりますが、これには公の力を相当かりませんと、私どもがそういうことまで入っていくのはやや行き過ぎかなという感じもいたしております。

その辺のところでありませう。

○高桑栄松君　もう一つ大変関心がありましたのは、私は予防医学をやっているものですから、水質管理とか水道水の管理の話をさつきされましたね。なかなかおもしろいアイデアだと思つたんですが、現実的に管理といつても、水質検査ができるんじやなくて、何か、見てわかる範囲での管理なのかなと思つたのが一つです。

もう一つは、そういう場合には、公の事業だから市なり町なりの自治体がスポンサーになつてというか、やつてくれるんでしようか。いかがでしょうか。

○参考人(山田武志君)　水の管理の問題につきましては、ちよつと簡単にさつき申し上げました。現在二つやつております。

一つは、集中検針でございます。検針員が歩かなくても検針ができていく、市役所の水道部の机の上でのコンピュータで全部感知ができるということでございます。現在まだ約四百ぐらいの端末と双方向で結びまして、岡谷市の中心地帯でやつております。申しおくれしました、これは岡谷

市とのタイアップでございます。

それからもう一つは、水源地の水の管理でございます。これは遠隔管理という遠隔制御の形をとります。これは相当距離に離れてあります水源地のあるいは井戸の水の量を感知する、あるいはそれに伴ういろいろの諸動作をリモートコントロールする、市役所の水道の机の上で現地へ行かずにバルブがひねれたり消毒液が落とせたりする形をしようということ、これはもう既に一カ所完全の実施に入つております。現在岡谷市に十八水源がございますが、岡谷市としては、近い将来十八水源全部これを実施したいという考えを持つておりますが、大分お金がかかりますから一遍にはできないかと思ひますが、そんなことをいたしております。

○高桑栄松君　もう一つは、CATV事業者が行つてゐる権利処理について、権利処理の方法ですね、再放送とか自主放送とか番組提供とかいろいろあるようですが、その種類別で何かいろいろあるんじやないかと思うので、簡単に説明していただきたいと思ひます。

その中で、特に自主放送に重点を置いておられることを先ほど伺つておりますが、自主放送については、権利処理に絡んで何を望むかというか、期待するか、放送側としまして、そんなことを伺ひたいと思ひます。

○参考人(山田武志君)　現在の著作権処理の問題につきましては、既に我々の連盟が、任意団体の時代から権利団体との交渉をいたしまして、現在六団体、正確に申しますと六団体のうちの五団体と一括処理の形で著作権料をお支払いをいたしております。放送作家組合、放作組と申しておりますが、窓口で年間の利用料収入に対する一定率を掛けましてこのお支払いをいたしております。それからもう一団体のJASRACに対しましては、最近一つの原則が決まりまして、これはこれで処理が行われるようになります、既に動き出してあります。

なお、その上にいろいろ出てまいります二次使

用の問題に關しましては、現在まだ交渉中の部分が相当ございます。我々としては、せつかくの御質問でございますから答えたいと思ひますと、どうしても権利団体の場合のお考えとしては、当然かもしませんが、従来の民放さんに対するような姿勢でかかつてこられるわけで、CATVとしては大変な弱小な企業でございますから、言うなれば、一、二のものを除いては零細企業でございます。これは一つの別個の何らかの原則がしていただけないであらうかということをお願いしてゐるわけですが、これは経済条件の問題ですから簡単にいくことではないで、少し息の長い交渉をしながら進めなければいけないと思ひますが、できましたら何かその辺にいい原則が生まれてくれればありがたいというふうなことを申し上げて、できれば、CATVを大規模化するためにもそういう小規模のものが生きていける、しかも豊富な情報を使えるという方向は何かできないであらうかというのが私どもの願ひでございます。

○高桑栄松君　それではもう一つ伺ひたいんですが、今度の改正で、CATV事業者には放送事業者並みの権利が与えられるようになった。ただ異なる部分としては、強制許諾制度というのが適用されないんですかね。これについては、CATV事業者としてはどんなふうにお考えになりますか。

○参考人(山田武志君)　これは、実は著作権の問題は余り詳しくないんで、細部につきましては少々怪しくなりますが、まだ、私の受けとめとしては、これはあくまで初めてCATVが著作権に關して市民権を与えられたというふうな、隣接権の問題で考へてゐるわけでございます。したがつて、これからこの問題はもう延々と続く問題であらうと思ひますし、多分その長い道のりの中で、今おつしやるような問題もしばしば議論になつていくことであらうと。初めて今緒についた、私どもが初めて小学校へ上がったというぐらゐに感じておりますので、これからいろいろむしろ御指導をいただきたいと思ひます。

○高桑栄松君 それでは次に、宮川参考人にお願
いいたします。

私がいただいた資料の中で、我が国のデータ
ベースの売り上げの年次別変動というので、アメ
リカとヨーロッパと日本と比べますと、アメリカ
はもう縦軸と横軸の取り方ですが、非常に急
激に伸びている。ヨーロッパがこれくらい。日本
は縦軸、横軸関係ないんですね、結局平らなん
だから。まあヨーロッパですわね。やや上昇な
んです。それは一体どういふことなんだろうかと
いうことが私は気になったんですけれどもね。

一つは、我が国自身のデータベース開発がお
くれている。つまり、アメリカが非常に進んでい
るので、それに伴う売り上げがどんどんふえてい
るんじゃないか、これが一つ考えられるんです。も
う一つは、これは先ほど来学術関係が非常にデー
タベースを利用しているというお話がありまし
て、私も大学におりましたところに、なるほどこ
れは便利なものだと、図書館に行くよりこっちだ
と思つたわけなんです。しかし、電話料が高くて、う
かしかしてるとあつと思つたにこちら側が破産を
する。だから余り使えないというんで、私は、電
話料が高いということがデータベースの利用
が——地方の人間です、東京は三分間十円だか
らいいでしょうけれども、北海道ですと、三分間
で四百円くらい取られますからね。大変なんです
よ。打ち間違つてやり直したら改めて払い直しと
いうようなことになりました。これはアメリカへ行
くと非常に電話料が安いんですね。ですからこの違
いが大きいんじゃないかと思つたんです。どう思
われますか。

○参考人(宮川隆泰君) 御質問に二つの部分がご
ざいますので、まず最初に、我が国のデータベー
ス産業の規模及び成長率に関するものでございま
すが、通商産業省で特定サービス産業実態調査報
告書というものを毎年発表しておられます。現
在、一番新しいものは昭和五十九年度でございま
すが、昭和五十九年度のこの調査によりますと、
データベースサービスの国内における売上高は九

百六十五億五千四百万円、こういうことでござい
ます。これは大体米国の五分の一、それからヨー
ロッパは、ヨーロッパを足した全体の三分の一な
んですが、個別の国をとりますと、イギリス、フ
ランス、ドイツという順番なんです、イギリス
より日本の方が多いということですから、日本は
世界で二番目の規模であるということございま
す。

アメリカは一九六〇年代の中ごろからこういう
ことを始めておりますので、我が国は、先ほど申
しましたように、昭和五十一年が日本科学技術情
報センターが特定回線のサービスを開始した一番
最初の年でございます。十数年のおくれがござい
ますので、ほかの一般の産業でもそうでございま
すけれども、産業のスタートがそれだけ開きがご
ざいますと、技術的あるいは制度的な基盤も弱く
なつておりますので、日米格差五対一ぐらいのと
ころは現状では非常に歴然としてあるということ
でございます。

ただ、その成長率は非常に日本のデータベー
ス産業は高うございまして、昭和五十四年度から五
十九年度までの先ほどの通商産業省の特定サービ
ス産業実態調査報告書によりますと、年平均の売
上高の成長率は二五・一％であります。これは情
報サービス産業全体が一八・四％、それからソフ
トウェア産業が二三・九％——同じ年次でござい
ますけれども、その中では一番高いということ
でございまして、今後次第にサービスの形態が、
種類がふえて、それからマーケットが広がってき
つつありますので、これは大きくなるんじゃない
かというふうに考えております。

日本のデータベースサービスがおくれている
か、進んでいるかということですが、世界的に見
ると、ヨーロッパ全体よりは小さいですけども、
一つは、この国をとってみますと、西ドイツなんか
よりははややこちらの方が大きいということがござ
いますので、主として米国の比較になりますけ
れども、私も私ども全体として見てみますと、約一
千億円の売上高の七五％は東京を中心にした首都

圏に集中しております。ちよつと正確な数字は、
必要なら後でお届けいたしますが、そんなもので
す。それで、全体の二五％が大阪を含めたそれ以
外の地域ということございまして、非常に地域
格差の大きいのが現状でございます。したがって、今地
方の時代ということございまして、地方でもい
ろんな形でこういう振興措置をとっておられま
すし、関心も非常に高うございまして、これが
地方に広がっていくというその地理的な広がりが
一つと、それから今専門的な情報を中心ですが、
これがさらに汎用的、家庭的なそういう一般的情
報までデータベース化されれば、これはもつと
広がっていくのではないかとこのうふうに考えてお
ります。

アメリカの中で非常にパソコンのユーザーが高
うございまして、そのシェアが大きいのも日本と
違ふ分野でありまして、これから日本は急速にそ
の方へ伸びていくだろうと思つたけれども、そ
ういう汎用的な個人あるいは家庭の主婦まで使え
るようなデータベースをつくるということは、ま
たこれはちよつと別の問題でありまして、なか
なか難しい問題ですけれども、そういうものができ
ていけばだんだんそうなっていくだろうというふ
うに考えております。

それから、電話料の問題でございますけれど
も、これは確かに米国の等と比べますと、電話料の
金は、我が国ではまだ高いということでございま
すけれども、しかし、データベースサービスに関
する限り、データベース利用料金の遠近格差とい
うのはかなりこのところ縮まっておりますし、
特に、データベースの流通業者がそれぞれの地方
にローカルノード、地方の接続窓口を設置いたし
ておりまして、例えば北海道の利用者は主として
札幌市内利用、それから九州は福岡あるいは熊本
という形で、地方の中心までつなげば後は利用で
きる、そういうふうな、最近、このところ数年
で非常に広がっておりますので、遠距離の利用者
が東京のセンターまでわざわざ電話をおつなぎに
なるということは、昔はそうでございましたけれ

ども、現在はもう解消していると思つた
以上でございまして。

○高桑栄松君 ちよつと、昔と今のお話になつ
ちやつたんですけれども、例えば端末が札幌にあ
ると、これは私もよく承知してはいますけれども、
そうすると、札幌と東京の間はフリーなんです
か。ただなんですか。それとも、それはやつぱり
払うことになるんでしょうか。どうなつていま
すかね。

○参考人(宮川隆泰君) お答えいたします。
札幌と東京の間は、サービスのシステムによつ
て違いますけれども、大部分の現在のサービスで
は流通業者が負担をしております。

多分流通業者というのは、ユーザーにとにかく
ツケが回ることなんだろうから、いづれそう
なつていくわけであらうと思いますが……。

もう一つ、この前の参考人のお話をここで出
すのは恐縮なんですけれども、最初にちよつと申
上げたデータベースの我が国の開発のおくれなん
です。もう一つ意見をちよつと申し上げさせて
いただきますと、英国と日本がとおっしゃるけれ
ども、それは人口が違ふんですね。アメリカと日
本が五分の一といつても、人口はアメリカが倍近
いんだから、ですから人口当たりの利用率にな
ると、日本とアメリカは三分の一ぐらい、三対一ぐ
らいかもしれない。イギリスは、人口は忘れま
した、半分ぐらいとすればやつぱり半分なわけ
ですから、私の理解では日本はやつぱりおくれ
ているんじゃないかなという、人口割で考える必要
があると思つたんです。それが一つなんです、そ
れよりもやつぱり問題になつていっているのは、開発を
されたものについては、まあはできないというこ
とで、アメリカなんかで開発されたものはもう手
がつけれない。パテント料を払わなければだめ
だという形になつてしまつたので、これからは開
発をしたところはどんどん太つていく。日本はい
つても支払い側に回る。貿易黒字なんて言つてい
られないんじゃないかということがあつて、そん

な意見を申し上げたら、まことにそうだというお返事だったんですね。

そこで伺いたいのは、日本の開発のおくれを追いつくには何か方法があるのだろうかということ、開発推進策についてちよつと伺いたいと思います。

○参考人(宮川隆泰君) 答え申し上げます。

開発推進策を申し上げる前に、日本の現在のデータベース、先ほど二百ほど申し上げましたが、なおそれ以外にもいろいろあるわけでごさいます、それに対する海外からの問い合わせといいますか、日本のそういうデータベースをもっと使いたいという要求は最近非常に強くなっております。我が国は、ありとあらゆるものを世界に輸出をしていろいろと買われておるんですが、ただ一つ、もつと輸出をしなさい、おまえたちは輸入が多過ぎるというてしかられているのはこれは学術情報、科学技術情報、産業情報でありまして、もつとそれを出してくださいということをやアメリカあたりでも言いますし、ヨーロッパでも、特にアジア近隣地域の諸国がそういうことを言っております。もつと輸出をしなさいと言われては、我々は、日本の国内で発生したさまざまなデータをデータベースに組み上げて外国で利用できるようにする責任はあるなというふうに考えております。

それから、そういうことをするためのいわば今後の振興策としてどういうものがあるかということですが、まず第一に、先ほど申しましたように、データベースを構築いたしますには、非常に長期の長い時間とそれから大きな費用がかかるわけでして、データベースをつくり出すのは、公的機関、それから民間企業、それから一部大学というようなことになっておりますが、できるだけそのような長期的な視野に立ったデータベースの構築に対する政府からの助成というものがやっぱり必要ではなからうか、それがまず第一点であります。

それから第二点は、我々がデータベースを国内でサービスをしたときにいつも感じますことは、車の販売に例えますと、ちよつと私どもは、車を販売すると同時に運転教習所もやっているわけですね。データベースというのはどういうものであるか、これはどうやって使うのか、端末はどうなっているのか、どうやってつないだらいいのか、中身はどうなっているのかということまで教えないがらやっていると、これは非常に公共的なサービスの部分でありまして、運転教習所をやらないがら車のディーラーが車を売っているというようなことになっていくわけですから、今現に、ですから、そういう意味では、こういう周辺のいろいろな産業基盤といえますか、サービス基盤といえますか、社会的なインフラストラクチャーといえますか、そういうものはやはり民間の業者の利益があればやっています、そうでなければやらないよという形です、どうしてもおくれがちであるというのが第二点です。ですから、そういう面における振興助成というのが必要なんじゃないか。

それから三番目は、さつき申しました地方の問題であります、やはり地方に対する、要するに地方のデータベース、あるいは地方でのデータベースの利用という、あるいは地方での利用のノウハウの蓄積ですね。地方へ参りますと、非常に関心は高いんですけどもなかなか使わないということがあります。

それから四番目は、やっぱりそれをやる人材の育成が非常に大事でございまして、先ほどのソフトウェアのエンジニア、システムエンジニアの不足の問題も出ておりましたけれども、データベースを利用する人材の養成ということは非常に大事なことでございまして。特に大学では、私も昔大学の教育を受けたけれども、こういう情報科学であるとか図書館学であるとかデータベースの利用なんということは全然教わったことがないわけですね。現在でもそれほど変わっていないように思います。毎年入ってこられる新しい学生さん

を見ますとですね。やはり社会へ出られてから初めてこういうものを使うような形になっておりますので、こういう新しい情報の科学といえますか、この利用の仕方といえますか、そういうものも、教育の面でも抜本的に考えてやっていただく必要があるんじゃないか。

それから最後に、日本のデータベースの数が少ない理由の一つに、公的なデータベースの民間に対する利用の促進というか、そういう面をぜひひとつお願いをしたいと思っております。先ほど日本の国内で利用可能なデータベースの数の約二百と申しました。そのうち公的機関のものが約四十及び省庁のつくつておられますデータベースの数が約千七百ほどあるというふうになっております。そのうち、民間等いろいろある、これはお国のデータベース、各省庁のデータベースというのはそれぞれ行政の目的に従つてつくつておられますので、そのとおりにはその目的に従つてお使いにならばよろしいわけでありまして、内容的に見て、あるいはプライバシー等の保護が十全に行われるということを前提にして民間等へ提供できるファイルの数は約三百ほどあるというふうな、私どもの調査ではそういう数字がございまして、さつき申しましたように、公的データベースで現に商業的に流通しているものは約四十であります。三十九なんですけれども、ですから、そういう意味ではいろいろな制度や手続を整備をしていただいて、そのような公的機関のデータベースで、かつ簡単に利用できるようなものについてはそのような促進を図っていただきたいというふうに考えます。これはやっぱり外国に比べて日本は非常におくれている点の一つであります。

以上です。

○高桑栄松君 どうも時間が少なくなつてしまいましたが、清水参考人に、できれば二つと思っておりますけれども、お願したいと思っております。

先ほど、プログラムというのは盗もうと思えば盗めると、どうしようもないようなお話でございました。確かに日本の教育は集団指向教育で、人がやっているんだからおれもやらなきゃ損だというふうなことがあるんだと思うんです。私がいつも主張しておりますのは個の確立と申しましてね、個というものを、自分の考えがしっかりとあれば、人がやっちゃってやらくてもいい。私はいけないと思うんだという教育が日本には欠けている。いや、これは御意見承るんじやなくて私の意見を述べさせていただいたのでございしますが、そうだろうと。モラルエデュケーションというのは大事だと思ふんです。このプログラムだけじゃありません。

そこで、年間登録件数、先ほどのだと何千件見込んでおられるということでしたが、現実には数件だか数十件でしょう、毎年。現実の登録の制度で行つておられるのは非常に少ない。私はこれは、開発された人たちの著作権思想が欠如しているんじゃないかということが一つあります。もう一つは、プログラムの保護期間は、まあ五十年と考へておられるようですが、フランスでは二十五年。こんなに日進月歩の激しい世界の仕事ですから、五十年というのは長過ぎやせぬのかなと思ふんですが、いかがでしょうか。これだけお伺いしたいと思ひます。

以上です。

○参考人(清水洋三君) 確かに教育の問題といいますが、先生のおっしゃるとおり、個人がしっかりと持っているということであればそういうものは守られるというところは確かでございます。登録が数千件という話があるけれども数十件というのは、現実の著作権法のものでございまして、プログラムではございせんので、これはまた別な考えによると。それからまた、一つには、我々としては非常に、ほかの著作物と違つてもう既に無数の侵害を受けておりますので、これがもし成立すれば来年登録ということになると思ひますので、いささか遠うんじやないかというふう

考えております。それは、まだプログラムというもの、権利意識が、先生のおっしゃるとおりなかなか浸透していない。これは先ほどの教育の問題のように、人がやっていたら自分もやってもいいじゃないかという考え方が残念ながら日本の中にあります。また、教育として、そういうものを特別に重要視しているところがございます。それで、確かにその点で、初めは少ない件数かもしれないけれども、これはいやと応とにかかわらず、権利の確立というものは、先ほどの、データベースの情報を海外に提供すると同時に、やはりソフトやプログラム、知的生産物を出していかなくはいかぬ、また、取り入れていかなくはいかぬということに対する、制度的に我々がやらなくはいかぬ、あるいは制度的に著作権がきちっと守られているというこの安心がないと、非常に外国からのものも入りにくいし、そういったところには向こうも売ってこない。現実には、アメリカのソフトウェアハウスとの法的なトラブルも現実にはございます。そういった面も含めまして、むしろこれは権利の目覚めといえますか、そういうものと同時に、やはり登録制度を拡充していかなくはいかぬ。また、そういう制度をつくりまして、確立のために役立てるといふ考え方が必要かと思ひます。

それから、先生の御指摘のように、非常に激しい進歩の中で五十年というような——アメリカは七十五年でございますけれども、そのような長い著作権はなじまないというところは、これは私どもも数年前から主張してきたことでございますが、著作権という枠の中で、やむを得ず五十年ということになったわけでございます。国際的な関係もございましてそうなりましてたけれども、これは非常になじまないというところは言えると思ひますし、プログラムの製作者は、これだけコンピュータが普及してまいりますと、権利者であると同時にそのプログラムのユーザーであるわけですから、ユーザーはまた同時にプログラムの作

成者である。ですから、パソコン一台持っている少年が非常にすぐれたプログラムをつくることもできれば、我々ソフトウェアを製作する者もまた別なソフトウェアを使って製作するという、ソフトウェアの使用者である、こういうところから言ひまして、権利を必要以上に独占するということとは進歩を妨げるし、ユーザーとしても迷惑です。開発者としても迷惑である。こういった観点から、これは恐らくアメリカの内部でも、我々のソフトウェアの同業者の仲間に聞きますと、五十年あるいは七十五年というのは大変長過ぎると。これはWIPPOとか国際的な機関もございまして、ここにおいても恐らく議論されている問題でございまして、まず国際的な協調ということが中心になりましてやむを得ませんが、恐らくこれに対する改正というものは国際的にも起こつてくるでしょうし、国内的にもそういった問題は議論されなければならないというふうな考えでおります。

○高桑栄松君 ありがとうございます。
○吉川春子君 四人の参考人の皆さん御苦労さまでございます。

私に与えられている時間が大変短いので、全員の方に御質問したいんですけどもできませんので、御了承いただきたいと思ひます。

まず、宮川参考人にお伺ひいたしますが、米国のケミカル・アブストラクト・サービスが計画している世界的な国際情報サービスネットワーク、STNについて、あなたの協会ではSTN研究会を設けて動向の把握に努めているというふうに聞いておりますけれども、この国際科学技術情報ネットワークが日本にどういう影響を与えるのか。あるいは、あなたの協会ではどういう対策をとられておられるのか。その点がわかりましたらお答えいただきたいと思ひます。

○参考人(宮川隆泰君) お答え申し上げます。
今、吉川先生の御指摘のありましたSTNというのは、サイエンス・アンド・テクノロジー・インフォメーション・ネットワーク・インターナ

ショナルというものでございまして、起こりは、アメリカのオハイオ州コロンバスにございますケミカル・アブストラクト、これは化学のデータベースでございまして、化学抄録といひまして、一九〇七年から二次情報の製作を始めた、世界でも一番古い文献情報のデータベースでございまして、これがアメリカ化学会、アメリカン・ケミカル・ソサエティーの別働隊になってございまして、ケミカル・アブストラクト・サービス、CASというところで、最初は非常に膨大な索引誌、インデックス誌、それから現在はデータベースのサービスをやっております世界で指折りのデータベースの一つでございまして。このケミカル・アブストラクトとそれから西ドイツのドイツ連邦共和国のカルスルーにFIZ・4、これはドイツ語でファツハ・インフォルマツエオン・ツェントラール・フィアという第四専門情報センターというものがございまして。ドイツ連邦共和国では、それぞれの学術及び専門情報を約二十の専門情報センターに分けて集中をしております。カルスルーのFIZ・4といひますのは、第四センターは、物理学、数学、電気、原子力、そういうセンターであります。このFIZ・4とケミカル・アブストラクトが協定を結びまして、相互にデータベースの利用と提供をし合おうということにございまして、我が国にも呼びかけが数年前にございまして、日本科学技術情報センターが今交渉をしております。

この計画は二面ありまして、一つは、国際的なオンラインのネットワークができるという面と、それからもう一つは、国際的な情報のいわば流通をある特定のネットワークに制限をされるおそれがあるのではないかと問題がございまして、我が国が国際的な情報の、そういう大きなネットワークに連なるということは、それ自体としては、総論としてはメリットがあると思ふんですけども、一方、そういう情報の流通のネットワークが一般のユーザー、最終的には日本国内のユーザーやあるいは日本国内のデータベースのサービ

スの事業者には何らかの影響を与えるということであればこれは好ましいことではありませぬので、一昨年からSTN研究会というものをつくりました。その状況のフォローをやったり専門家を呼んでいろいろ問題を検討している。ただ、状況はまだ流動的でございまして、最終的にどういうサービスが始まっているわけではございませんので、もうちょっと様子を見たいということにございまして。

なお、これにつきましては、ヨーロッパ域内でもいろいろ意見がありまして、ドイツ連邦共和国の中、あるいはフランスの中でもいろいろ意見がありますので、私どもは最終的にはやっぱり日本の国内の利用者と、それから日本のデータベース事業者の立場というものと、それから日本のいわば学術情報交流における国際的な地位と役割というものを勘案をして、こういうものに対する態度を最終的に決めていきたいと思つております。優等生的な議論になりましたけれども、最終的にいいか悪いかということまではまだちょっとはつきり判断がつかないということにございまして。

○吉川春子君 続けて宮川参考人にお伺ひいたしますが、プライバシー保護の法律の必要性について、先週の当委員会、早急に行われることが望ましいと参考人の方が述べておられました。個人に関する情報もかなり集められ、データベースとして利用されていますけれども、業界としては、プライバシーの侵害にならないようにするなどの自主規制的なことが行われているのかどうか。それとも、価値あるデータベースであれば、たとえどのようなものでも収集して利用に供するという立場なのか。その辺、ちょっとお考えをお聞かせください。
○参考人(宮川隆泰君) ただいまの御質問にお答えを申し上げます。
データベースのサービスを行う場合に、やはりプライバシーの保護をするというようなことは基本的な問題だといふふうに私どもは考えておりま

して、現在、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、倫理綱領を作成する委員会を協会の中に設置をいたしました。この倫理綱領は、業界のいろんなデータベースサービス、これは情報サービスでございまして、これを国内及び国外に販売あるいは購買をしていく場合、どういう契約約定を、原則としてどういうことを考えた方がいいのか、それに基づいてどういう契約やあるいは提供したいのかというのを原則的にいろいろ議論をして、お互いに守っていくべきでないかというところでございまして、その中に、プライバシーの保護ということについてもお互いに申し合わせをして、そういうことの侵害のないようにしていこうじゃないかという議論をしておるところでございまして、私どもとしては、プライバシーの保護というものは、基本的なサービスのいわば前提でございまして、ぜひ守っていくべきではないかというふうに考えております。

○吉川春子君 それとの関係で、文庫データベースの場合、文献や論文の著作に対して許諾を得るという問題があると思うんですけども、それはどういうふうなやられてるんですか。例えば、雑誌に載った論文が要約されてデータベースとして利用される場合に、作者の意思に反する要約に対する保護とか、あるいはデータベースに載せたくないというふうな、そういう意思を持つてゐる場合に、守られる方法はあるんでしょうか。

○参考人(宮川隆泰君) ただいまの問題は、幾つかの問題を含んでいると思います。

学術的あるいはその他の文庫データベースをつくりますときの原著者とそれからデータベースの著作との関係であるかと思いますが、これは、基本的にはやはり原著者の許諾を得てデータベースに入れるというのが原則であるかと思いますが、今後、著作権法でデータベースの著作物としての地位が確定されれば、そのような手続に従ってデータベースはつくっていくということになつていくかと思ひます。

では、現状では許諾が行われているかといひます。

すと、必ずしもそうでない面もありまして、例えば、これは非常に笑話のような話なんですけれども、私どもがつくつております雑誌の中でこういうデータベースやインフォメーションサービスに関する新聞記事の要約というものを、そうですね、もう二十年ぐらい前からつくつてきたわけですが、つい最近になりまして某大新聞社から、あなたのところはこういう雑誌にこういうアブストラクトを載せておられるけれども、これはいつ許諾を得られたかという御質問がございまして、考えてみると、二十年ぐらい前からやつておりますから、そのころはそういうことはどなたもおつしやらないで、この問題がこういう議論になつてから、新聞協会、編集委員会さんいろいろ気がつかれて、これはどうかというところでチェックをされるようになったというところ、これは大変結構なことでありまして、それで改めてこの時点でお許しを得てこういうことにしたい。ただ、これは新聞記事やその他のものの抄録といひましても、こちらでリライアントをしておりますので、部分的に複製物を入れるということではありませぬけれども、とにかく許諾をお願いをしようということでお願ひをいたしました。

それから最後に、文庫のアブストラクトが原研究者、原著者の意思に反するかどうかという問題ですが、これは、アブストラクトの作成に当たりましては、なるべくもとのソースの意見をよく聞いてそれをつくるようにということがそれを作成する基本でありまして、例えばキーワードを付与いたしますときには、これはそういたしませんと、文庫情報のデータベースの製作者はその主題分野についての知識は持つておりませんので、物理学の専門家が物理学のデータベースをつくるわけじゃないわけでありまして、そういう意味ではなるべく原著者の意見を入れてそういうものをつくるようにするということであろうかと思ひます。

○吉川春子君 次に、小泉参考人にお伺ひいたします。

技術革新により、生の芸能に触れる機会が増えて少なくなったという御指摘がありました。考えてみれば、劇場や映画館に足を運ぶかわりにテレビ、ビデオ等で済みます場合が圧倒的に最近が多くなつておりますが、技術革新が生みの芸能へ国民を一層近づけ、そして同時に芸能家の、さつきおつしやられたいわゆるすそ野の部分におられる方々の生活保障にも役立つ、こういうふうにするためには、具体的にどういうふうにしていいのかわか、その辺についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(小泉博君) 大変に難しい問題でございまして、これははっきりしたお答えになるかどうか、要するに芸能と技術革新との兼ね合いという問題でございまして、私ども一時はもう本当に複製機器、機材とかいうと専ら敵視をいたしまして、実演の場を、特に複製芸能というのは、一回自分の芸をそういうものに吹き込みますと、それが勝手にひとり歩きをいたしまして、自分の職場を奪つてしまふことになるわけではございません。しかも、自分の職場を奪うだけではなくて、例えば放送という時間帯を考えますと、それが流されてゐる間はほかのあらゆるジャンルの芸能人の職場も奪つてゐるということになるわけではございません。ですから、企業とすれば複製機器、機材の発達というのは、そういうものをどんどん生産して、利益追求の強力な武器になるわけではございませんから、どうしてもそういう方向に走つてしまふということ、一方では、そういう簡単な芸能でもつてみんなが済ましてしまふために実演の場にお客さんが来てくれないというような事態が起こつてくるということで、これはもう大変な問題ではなからうかというふうな思つて、それに対しての著作権法上のいろいろな手当てとか、法的な手段というものを考えてほしいというところで訴え続けてきたわけではございません。

これから先はちよつと私の全くの私見になつてしまふかもしれませんが、やっぱりこれらの時代の時代というのは、そういう高度工業社会とい

うのはどうしても避けられない。ニューメディアというものが登場して、世界で起きたことが即日本に届いて、またすぐその反応が向こうに届くというふうな、非常に発達した社会になりますと、そういう高度な工業社会になると、芸能というものは、人間性を回復するために人間の感性の部分で養うというか、そういう部分を担当するものでございまして、逆に余計になるんじゃないかというふうには私は考えます。ですから、これからは何とかそういう新しいメディアと共存共栄の形で芸能というものを考えて利用していかなくてはいいんじゃないだろうか。

それでは具体的にどうしたいんだらうというところでございまして、これはどういう方法があるのか、ちよつと私の頭では思ひ浮かばないんですが、一例として、例えばこれはイギリスの法律でしようか、ニードルタイムという、放送時間針を使用する時間といひますから、レコードを、まあ昔のレコードですから針を使用したというところでニードルタイムというのでしようけれども、そういう時間を定めまして、これをレコード製作者にその権利を与えてゐる。禁止権を与えてゐるわけですね。そのレコード製作者の権利を通じて実演家のそういう実演の場を占めるというふうな方法を講じているというところがあるんです。ごく簡単な例でございまして、そういうようなことを、やっぱり芸能の根を枯らしてしまつたのでは、これからの高度工業社会でますますそういう感性の部分を受け持つ芸能というものが必要になつてくるということ、国民の皆さんが考えていけば、やっぱりそういう措置も、おのずからいい知恵を絞つていただけるのではないかと、そういうふうに考えております。また、この著作権法というのも、そういうまさに共存共栄のことを考える非常に大事な法律になつてくるんじゃないかと、そのように私私考えております。

○吉川春子君 時間が来ましたので、終わります。

○委員長(林寛子君) 以上で参考人に対する質疑

は終わりました。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用の中を本委員会に御出席賜り、貴重な御意見をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして心から御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願(第二二七二号)

一、横浜市金沢区の中世遺跡「上行寺東遺跡」の保存に関する請願(第二四二〇号)

第二二七二号 昭和六十一年四月二十五日受理

車いす重度身体障害者の学校教育改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江

紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第一六八一号と同じである。

第二四二〇号 昭和六十一年四月三十日受理

横浜市金沢区の中世遺跡「上行寺東遺跡」の保存に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木五ノ三二ノ一九 笠松宏至 外百六十二名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二一八一号と同じである。

昭和六十一年五月二十八日印刷

昭和六十一年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局